第　１　分　科　会（Ｎｏ．６）

１　日　　時　　令和８年３月１６日（月）

午前１０時００分　開会

午後　０時００分　休憩

午後　１時００分　再開

午後　３時３７分　閉会

２　場　　所　　第６委員会室

３　出席委員（１９人）

主　　査	小金丸かずよし	副　主　査	大久保　無　我
委　　員	菊　地　公　平	委　　員	上　野　照　弘
委　　員	吉　村　太　志	委　　員	鷹　木　研一郎
委　　員	香　月　耕　治	委　　員	村　上　幸　一
委　　員	廣　田　信　也	委　　員	冨士川　厚　子
委　　員	渡　辺　修　一	委　　員	村　上　直　樹
委　　員	三　宅　まゆみ	委　　員	宇都宮　　亮
委　　員	永　井　　佑	委　　員	大　石　正　信
委　　員	伊　﨑　大　義	委　　員	井　上　しんご
委　　員	松　尾　和　也		
（委　員　長	泉　　日出夫	副 委 員 長	伊　藤　淳　一）

４　欠席委員（０人）

５　出席説明員

市長公室長	明　石　卓　也	広報戦略担当部長	柳　井　雅　也
広報戦略課長	大　山　恵　子	報　道　課　長	西　原　克　幸
総務市民局長	三　浦　隆　宏	安全・安心担当理事	松　岡　世志之
総　務　部　長	滝　　剛	総　務　課　長	荒　田　政　二
法　制　課　長	本　多　利　明	平和のまちミュージアム事務局長	居　藏　邦　幸
人　事　部　長	山　下　耕太郎	人財戦略担当部長	奥　村　和　美
人　事　課　長	橋　本　　泉	人財戦略担当課長	塩　澤　亮　介

労務・安全衛生担当課長	佐　藤　友　法	市　民　部　長	中　山　賢　彦
区政推進課長	富　永　麻　子	区役所窓口担当課長	三　浦　雄　一
地域・人づくり部長	久　芳　順　一	地域振興課長	上　田　　純
市民センター担当課長	長　門　充　紘	市民活動推進課長	白　鳥　公　将
生涯学習総合センター所長（兼務）	千々和　圭　輔	安全・安心推進部長（兼務）	中　山　賢　彦
安全・安心推進課長	倉　田　　武	都市整備担当課長	友　松　和　宏
暴力団排除担当課長	倉　地　研　介	消費生活センター館長	江　淵　和　隆
行政委員会事務局長	兼　尾　明　利	行政委員会事務局次長	髙　橋　　浩
選　挙　課　長	有　田　雄　一		外　関係職員

6　事務局職員

市議会事務局長	天　本　克　己	市議会事務局次長	楢木野　　裕
総　務　課　長	原　田　健　二	政策調査課長	清　水　俊　哉
委員会担当係長	伊良皆　公　一	政策担当係長	田　中　康　雄

7　付議事件及び会議結果

番号	付　　議　　事　　件	会　議　結　果
1	議案第１号　令和８年度北九州市一般会計予算のうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第29号　北九州市行政手続条例の一部改正について	
3	議案第30号　北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正について	
4	議案第31号　北九州市犯罪被害者等支援条例について	
5	議案第32号　北九州市手数料条例の一部改正についてのうち所管分	
6	議案第48号　北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	
7	議案第54号　包括外部監査契約締結について	

８　会議の経過

○主査（小金丸かずよし君）定刻になりましたので、開会いたします。

本日は、市長公室、総務市民局、市議会事務局及び行政委員会事務局関係議案の審査を行います。議案第１号のうち所管分、29号、30号、31号、32号のうち所管分、48号及び54号の以上７件を一括して議題といたします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案説明は着席のままで受けます。補職名は、マイクが入ったのを確認されて、はっきりと発言のほどよろしくお願いします。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは、タブレットの予算特別委員会資料に沿いまして説明いたします。まず初めに、議案第１号、令和８年度北九州市一般会計予算、そのうち、市長公室、総務市民局、市議会事務局、行政委員会事務局の所管分につきまして、主な項目を説明いたします。なお、金額につきましては、100万円未満は省略とさせていただきます。

１ページをお願いいたします。まず、歳入予算の主な内訳につきまして、款項目ごとに説明いたします。総括表、歳入の一番上、17款１項１目総務使用料7,500万円は、市民センターの使用料収入などによるものです。

その下、17款２項１目総務手数料３億3,500万円は、戸籍や住民票の証明発行に係る手数料などでございます。

その下、18款２項１目総務費国庫補助金11億5,400万円は、マイナンバーカードの作成、交付に要する経費などへの国庫補助金でございます。

３つ下になります。19款３項１目総務費委託金１億1,900万円は、令和９年４月執行予定の県議会議員選挙の準備に係る委託金でございます。

その下、20款１項１目財産貸付収入１億500万円は、区役所やコムシティなどの貸付収入などでございます。

２ページをお願いいたします。上から３番目になります。22款２項17目退職手当基金繰入金10億4,400万円は、令和８年度定年退職者に係る退職手当の基金繰入金でございます。

少し下、６つ下になりますけども、24款６項４目雑入２億3,300万円は、区役所等における私用光熱水使用料や市政だよりの広告掲載料収入などの雑入でございます。

その下、25款１項１目総務債28億6,000万円は、門司港地域複合公共施設整備事業及び区役所、市民センターなどの施設整備に係る市債収入でございます。以上で歳入の説明を終わります。

３ページをお願いいたします。続きまして、歳出についての説明でございます。

総括表、歳出の一番上、１款１項１目議会費16億2,000万円は、議員報酬や事務局職員の給与及び政務活動費交付金などに要する経費でございます。

１つ下、２款１項１目職員費82億3,700万円は、特別職、市長公室、総務市民局の職員の給与

費などでございます。

その下、２款２項１目一般管理費10億3,300万円は、本庁舎などの整備、管理運営経費や市長公室の運営に要する経費などです。

１つ下になります。２款２項２目人事管理費４億9,900万円は、給与等のシステム再構築に係る経費など、職員の人事管理に要する経費でございます。

３つ下になります。２款２項８目区役所費37億3,800万円は、区役所及び出張所の整備、維持管理や区政の運営などに要する経費でございます。

５つ下になります。２款３項１目企画振興総務費8,600万円は、シティプロモーションの推進等に要する経費でございます。

その下、２款４項１目市民総務費35億7,400万円は、市民センターの整備、維持管理や地域総括補助金等のまちづくり推進等に要する経費でございます。

その下、２款４項２目消費者行政費9,300万円は、消費生活相談業務等に要する経費でございます。

その下、２款４項３目生涯学習費８億1,700万円は、生涯学習事業や生涯学習センターの管理運営などに要する経費でございます。

その下、２款６項１目戸籍住民基本台帳費13億8,500万円は、市民課業務等の委託や戸籍への振り仮名記載事業、マイナンバーカード関連事業などに要する経費でございます。

１つ下になります。２款７項１目選挙管理委員会職員費7,800万円、２目人事委員会職員費１億6,500万円、３目監査事務局職員費２億1,800万円及び４目事務局費１億4,800万円は、行政委員会事務局職員の給与費や委員報酬及び委員会や事務局の管理運営などに要する経費でございます。６目市長選挙費４億5,000万円は、当該選挙に要する経費でございます。それから、７目県議会議員選挙費１億2,500万円は、令和９年４月に執行予定の当該選挙に要する準備経費でございます。以上で歳出の説明を終わります。

４ページをお願いいたします。次に、債務負担行為について説明いたします。

所管分は表にありますとおり18件でございまして、主なものとして、上から４つ目、人事給与庶務事務システム再構築及び運用保守事業や、下から５つ目になりますが、区役所窓口案内業務委託経費などでございます。

なお、５ページ以降につきましては、令和８年度の主な取組について記載しておりますので、御参照ください。

続いて、10ページをお願いいたします。続きまして、条例議案及び一般の議案についての概要を説明いたします。

まず、総務市民局提出分、議案第29号、北九州市行政手続条例の一部改正についてでございます。

北九州市におきましては、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政運営の公正、透明性向上のため､行政手続法と趣旨を同じくする北九州市行政手続条例を平成８年に制定し、施行しております。国におきましては、これまで事務所での書面掲示で行われていました不利益処分に関する相手方不明時の公示送達について、インターネット閲覧も可能となるよう、行政手続法を含めた公示送達の規定を持つ複数の法律が一括改正されまして、施行日が令和８年５月21日に決定したところでございます。これを受けまして、北九州市においても、市のホームページと事務所掲示場の両方で公示送達を行うように条例を改正いたします。

施行期日につきましては、改正行政手続法の施行日に合わせ、令和８年５月21日といたします。

続いて、11ページをお願いいたします。次に、議案第30号、北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正についてでございます。

行政不服審査法に基づく審査請求において、審査請求人が提出書面等の写しの交付を受ける場合に、これまでは紙での受け取りに限定しておりましたが、行政手続の電子化の一環として、オンラインでの受け取りを可能とすることに伴い、その場合の手数料の額を定めるものでございます。施行期日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続いて、12ページをお願いいたします。議案第31号、北九州市犯罪被害者等支援条例についてでございます。本件は、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減等を図るため、基本理念を定めまして、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定めるものでございます。

これまで国や福岡県、他都市の動向を踏まえ、北九州市では令和７年４月に北九州市犯罪被害者等見舞金制度を創設しておりました。この制度創設に続き、北九州市におけるさらなる犯罪被害者等への支援施策の検討に当たり、令和７年中に北九州市犯罪被害者等支援検討会を開催し、北九州市の課題や支援の方向性等について、有識者の専門的見地からの意見を聴取したところでございます。この中で犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定の必要性が示されたことを受けまして、本条例を制定するものでございます。施行期日につきましては、令和８年４月１日といたします。

続いて、13ページをお願いいたします。次に、議案第32号、北九州市手数料条例の一部改正についてのうち、総務市民局所管分について説明いたします。

北九州市印鑑条例に規定する印鑑登録証明書の交付手数料等について、住民票の写しなど、その他の証明書交付に関する手数料を規定している、北九州市手数料条例に新たに設定することにより、証明書手数料について一元的に規定するものでございます。あわせまして、北九州市印鑑条例に記載している手数料規定は、附則により関連手数料規定を削除いたします。

なお、条例の施行は、令和８年４月１日といたします。

14ページをお願いいたします。次に、議案第48号、北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてでございます。

マイナンバーカードに記載している電子証明書は、カードの交付から５回目の誕生日が電子証明書の有効期限となっております。マイナポイント交付によりカード保有者が急増した令和２年度から５年後に当たります令和７年度以降は電子証明書の更新対象者などが急増しており、昨年７月から郵便局への委託を開始したところでございます。また、令和５年の法改正によりまして、住民票や戸籍への氏名の振り仮名の記載が決定したことに伴いまして、令和８年５月26日以降、電子証明書の更新業務の際にマイナンバーカードに氏名の振り仮名の記載、それから、記録業務が加わることから、来年度、対応機器の準備が整い次第、委託業務の追加を想定しております。

以上のように特定の業務を郵便局に委託するため、市内郵便局10局を電子証明書の発行、更新業務及びマイナンバーカードへの氏名振り仮名の記載、記録業務を取り扱う郵便局として指定いたします。指定期間は、令和８年４月１日から令和９年３月31日までといたします。

15ページをお願いいたします。最後に、行政委員会事務局提出分、議案第54号、包括外部監査契約締結についてでございます。

包括外部監査契約は、地方自治法第252条の36第１項の規定によりまして、毎年度契約することとされており、契約を締結するに当たりましては、あらかじめ監査委員の意見を聞くとともに、議会の議決をいただいて締結することとなっております。本議案は、令和８年度の包括外部監査契約の締結に関するものでございます。

契約の始期につきましては令和８年４月１日、契約金額は1,629万6,296円を上限としております。これは令和７年度と同額でございまして、外部監査人と外部監査人の補助者に要する費用を含んだものでございます。契約の相手方につきましては、吉野任公認会計士でございます。なお、本契約の締結につきましては、監査委員から異議がない旨の御意見をいただいております。

以上で所管分の議案説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○主査（小金丸かずよし君）これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。日本共産党、永井委員。

○委員（永井佑君）おはようございます。私から２点伺います。

まず、北九州市犯罪被害者等支援条例についてです。これまで総務財政委員会でも何度も議論し、北九州市犯罪被害者等支援検討会も３回議論されたと思います。つくって終わりではな

く、これからの取組や見直しも大事だと考えます。検討会の構成員の皆さんとしては、ほかにも意見もあったかもしれませんが、今回の条例案に行き着いたと思います。まず、伺いますが、総括はありますか。

続きまして、公文書管理について質問します。まず、確認しますが、公文書は誰のものですか、答弁をお願いします。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　１点目、犯罪被害者等の支援条例についての総括ということでお話をいただきました。

今回の犯罪被害者等支援条例につきましては、検討委員会の中で様々な意見を踏まえ、それから、犯罪被害者の方は検討委員会の委員には入っておりませんけれども、個別に意見等も伺いまして、そういった意見も踏まえて、丁寧に作成したところでございます。先ほど永井委員も言われましたけれども、まずこれが私ども、始まりだと思っておりますので、これを機に犯罪被害者の方が一日も早く回復されることにつながることを考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　委員から、公文書は誰のものかという御質問をいただきました。

一義的に申し上げますと、行政の内部で決裁、その他起案等の事務をした上で、最終的に保存管理している執行部、行政機関が第一義的に保有しております。また、その上で、市民の皆様から情報公開請求等がございましたらいつでも活用できるように保存しておりますので、究極的には市民の皆様に開示できるように文書として保存しております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）まず、条例について伺います。

11月17日以降、検討会は行われていないと思いますが、その際の添付資料では前文が記載されていない条例案でしたが、前文について意見を伺ったんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　当初は目的の中でこの前文の内容を入れる予定にしておりましたけれども、議会からも前文を入れて市としての意気込みをきちっと述べたほうがいいんではないかと意見を伺いましたので、その意見を踏まえまして、前文を反映させたところでございます。委員にもそういった形で意見を伺ったところでございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）第３回の北九州市犯罪被害者等支援検討会では、安全・安心推進会議に犯罪被害者等支援に精通した委員を加え、被害者視点での議論についても展開させる必要があると指摘がありました。今後の考え方について教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　委員おっしゃるとおり、現在の安全・安心推進会議の委員には犯罪被害者の方そのものは入っておりません。これは、犯罪被害者の方が当時の状況を思い出すとフラッシュバックをしたり、つらい思いをするということがあって、公の場に出ることを望まない方もいるために、入っていないものでございます。犯罪被害者等検討会におきましても、そのような理由から犯罪被害者の方は入っていないところでございます。他方、今回、被害者等の支援に特化した条例ですとか支援制度も行うこともありまして、この条例の制定を機に、様々な犯罪被害者と日々密に接している専門家の方に委員として加わっていただくことを考えております。この委員も加えまして、きちっとＰＤＣＡを回して見直し等を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）条例制定を機に、被害者目線での委員も入れていくという趣旨の答弁だったと思います。考え方としては、これまでは安全・安心の視点で、防犯やまちづくりの視点が強かった印象があります。今後は、そこに犯罪被害者支援センターや犯罪被害者支援委員会所属弁護士、ほかにも被害者ケアのドクターなど、こういった方々がその委員の対象になるかなと私は考えますが、そのあたりの見解を教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　今でも委員の中には、例えばガーディアン・エンジェルス、これは活動の中で被害者の相談等も行っております。それから、北九大の防犯プロジェクトも入っておりますけども、犯罪被害者の支援等にも携わっておるところでございます。ですので、全くその視点がないというわけではないんですけれども、さらにこの条例を機に強めていきたいと思っております。ただ、人選につきましては、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）先ほどのやり取りの中でもつくって終わりではないということが共有できたと思いますので、当事者の方々や被害者支援をされている方々の意見もぜひ北九州市の安全・安心会議の中にも踏まえていただいて取り組んでいただきたいと思います。この点については以上です。

先ほど公文書管理について答弁がありました。公文書は民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と公文書管理法の第１条の目的にもあるように、行政のものではないと、市民の財産であるという認識です。初代門司駅遺構に関連する問題がありました。遺構の保存か破壊か。最終的には公共施設建設を優先するという重大な意思決定が行われています。その意思決定の会議録、協議録、メモが存在しないというのは、行政運営としては極めて異常です。市として、

このような行政運営について、民主主義の根幹を揺るがす事態と考えているのか、見解を伺います。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　個別の案件につきましては、都市戦略局から答弁したとおりでございます。私どもから申し上げられますのは、担当部局から説明を受けた範囲では、常任委員会の報告文書に当たっては、何度も担当部局から説明があっておりますとおり、関係者が一堂に会して、その場で指示を文書にしたということでございますから、共有、伝達のための協議録については作成しなかったということ。それから、民主主義のプロセスという観点では、常任委員会への報告文書、それから、予算審議、それから、移築予算の審議、承認というプロセスを経て整備事業に着手することを決定する方針決裁を最終的に取っておりますということを聞いております。こういったことを総合的に考慮しますと、当該事務処理については不適切ということはないと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）我が党は、今回の問題については民主主義の根幹を揺るがした大変重大な問題として捉えています。まず、方針決定の際に文書が残っていないということだったわけです。これは、本会議でも述べられたことに触れますが、情報公開審査会は協議録が存在しないことは問題と、文書作成を求めると附帯意見を出しています。この指摘を踏まえ、市として文書作成義務を強化する考えについて、再度答弁を願います。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　文書管理を強化すべきという点についてお答えいたします。

我々、情報公開審査会からの御指摘については真摯に受け止めるということは考えております。その上で、どういった場面でどう事務処理を行っていくかということについて、本会議でも御答弁さしあげたとおり、文書管理規則の解釈と運用という形で全職員に示した上で、事務の標準化を図るという意味で、委員がおっしゃった、今後、文書管理をなお一層強化していくという方針でございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）さきの本会議で総務市民局長は、意思決定過程や実績を検証可能な形で記録する文書主義の原則は重要であると、情報公開審査会の附帯意見を真摯に受け止め、今後なお一層適切な行政文書の作成が必要と明確に答弁をされました。ところが、今日の答弁でもありましたが、都市戦略局の答弁としては、審査会の附帯意見は市の説明が十分理解されていなかったものと受け止めていると、当時は場所や内容が決まっていなかったので文書を作成していないが、適切に管理している、このやり方で問題ないと胸を張って後輩にも言えるという趣旨の答弁がされています。総務市民局長が言われた公文書管理において検証可能な形で記録す

ることと明確な矛盾があると感じます。

そこで、市として重要な政策判断において、誰がいつどんな論点で協議し、どんな資料、専門家意見を踏まえ、なぜその結論に至ったのかが局長答弁のように後から検証できる形で記録することが公文書管理の基本だと考えますが、見解はいかがですか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　委員がおっしゃるように、後日検証可能な形で文章を残すということはごもっともだと考えております。その中で、基本的には協議録、議事録というのは必要に応じて作成すると現在でも指導しておりますし、文書事務研修においても各課で研修しているところでございます。一方で、先ほど、そういった形の検証というのは基本的には決裁文書、起案文書の中に添付資料として添えると文書管理規則でも決めておりますので、基本的には協議録をつくる必要性がある場合は協議録をつくりますし、協議録が必要ない場合におきましても、意思決定に当たっては必ず起案文書、決裁文書の中で理由、それから、経過を示すという形でこれまでも今後もやっていくということでございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）検証できる形で記録することは重要だということだったと思います。一方、本会議においても、議会や委員会で丁寧に説明していると、議会答弁が記録として残ると、先ほども法制課長から、担当部局に話を伺って、常任委員会や議会で報告しているという趣旨の答弁もあったと思います。議会答弁は、行政内部の協議、判断理由などを後から検証するための文書に代わるものではないと考えます。市として、議会答弁が残っていれば行政内部の協議記録や意思決定過程文書がなくてもよいという認識を取るのか取らないのか、どちらですか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　どちらの形を取るかということでございますけれども、今回の案件に関しましては、当時の状況を踏まえた中で、市民への説明会、それから、議会への報告を用いながら丁寧に説明していくという中で、先ほど申し上げましたとおり、民主主義的な制度の中できちんと説明していったというのが原局の考え方でございます。一方で、文書として残すというのは文書管理規則にもございますので、その面についても、今後はきちんと解釈と運用という形を作成することを答弁さしあげましたので、その中で必要に応じてということを具体的に示しながら、現場の実務に即して、職員が文書事務に迷わないような形できちんと文書をつくれるように指導していきたいと考えてございます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）確認ですが、議会答弁が残っていれば、行政内部の協議記録や意思決定過程文書はなくてもいいという認識ではないということですね。今後は文書をつくらないといけないと、意思決定過程のプロセスの文書をつくらないといけないと、そこを徹底するというこ

とですよね。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　今後のことにつきましては、基本的には解釈と運用の中で必要に応じてという場面、どういった形で必要な場面というのを解釈していくのかと。その際に、どのような協議録、これまでも協議録をつくることは文書事務の中で指導していましたけども、それを正確に職員が事務を遂行できるように、事務の標準化が図れるように今後とも指導してまいりたいと考えてございます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）ちょっと分からないんですが、他局で議会答弁してきたからという認識がまだあると思うんですね。前回のその門司駅遺構の関連も踏まえてだと思いますが。そこは他局に働きかけて、文書が絶対必要なんだということを改める必要があるんじゃないんですか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　改めるというよりも、今回の件を踏まえた上で、どのように今後事務をきちんと遂行していくかを解釈と運用の中で全局に示して、その解釈と運用という文書の中で示したことをきちんと各局で実行していくように我々としては努めてまいりたいと考えております。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）その解釈と運用が徹底できれば、意思決定過程が密室の中で行われたようなことが起こらなくて、文書として残るということでいいんですか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　我々から今回、未来に向けて指導していく内容のとおり、各部局で文書事務を処理していくということであれば、必要な場面ではきちんと協議録を作成していくことは実施されていくものと認識しております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）必要な場面というのはどういうことなんですか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　国の公文書管理法におきましても軽易な場面は除くとなっておりますので、行政におきまして軽易な場面、例えば簡単な事務照会といったような場合につきましては、全て文章をつくっていきますと行政としても窓口業務、その他に負荷がかかってまいりますので、意思決定過程において重要なやり取りがなされるような場面というような形を国の公文書管理法の公文書管理課も示しておりますので、そういう場面については協議録を作成していくという方向性で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）法制課長がおっしゃったのは、総務市民局長も触れられましたけど、公文

書管理法第４条にあるところですよね。そこは間違いないですか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　今回の先に向けての解釈と運用においては、公文書管理法の趣旨も踏まえた上でその概要を説明してまいりますので、４条についても職員にきちんと伝わるように、文書作成義務といったものがどういった場面で課されるのかという点については法制課としてきちんと解釈と運用を示した上で、各局において実行されるように通知してまいりたいと考えてございます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）この意思決定過程や実績を検証可能にすることを踏まえて、今後文書をつくっていくということだったと思いますが、北九州市の規定でこのことを明確に盛り込んだルールというものはありますか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　文書管理規則の第14条におきまして、起案に当たっては処理経過を明らかにする文書を添付することという定めがございますので、起案決裁に当たってそういった文書が必要になるということが前提でございますので、その場面を考慮した上で、事務の着手から記録を取っていくということ、丁寧に記録を取っていくということを指導してまいりたいと考えてございます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）ほかの政令市、例えば札幌市、横浜市などでは、国の法制度に準じた形での条例が整備され、意思決定の過程を記録し、将来的に検証可能とするための文書作成義務が明文化されています。現在、北九州市は規則のみ、条例なしという状態です。全国では公文書管理条例を制定する自治体が増えていますが、市として条例制定を検討する考えはないのでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　結論から申し上げると、現時点ではございません。答弁でも申し上げたとおり、現時点では、まずは文書管理規則をきちんと各人が認識した上で文書をきちんとつくっていくことの精度を高めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）今回の初代門司駅遺構に関する判断について、誰が最終判断をしたのか、明確な文書が存在しません。今後は規則の周知、研修を行っていくと答弁がありましたが、2024年１月25日の一部移築保存という方針決定のプロセスは、市長、副市長、関係部局の話合いで決めたと答弁が繰り返されてきました。本会議で我が党の代表質疑において市長の研修参加をただした答弁で、市長に関しては、我々がつくった案をしっかり共有して、研修対象者という

よりは研修責任者、実際受けるというより実施するほうだと総務市民局長から答弁がありました。しっかり共有とは具体的に何をするのか教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　今後、公文書管理法の概要でありますとか、その精神等に関する内容、それから、我が市における文書管理規則の運用、現場においてどのような形で運用していくかということをまず原案として担当部局である総務市民局で作成いたします。その上で、これまでのいろいろな御意見を踏まえて、内容について、もちろん幹部とも共有した上で、この形でやっていきたいというものをつくるということでございますので、もちろん研修を受けるというよりも研修の中身を完全に把握していただくということで考えておりますので、先ほど申し上げた責任者というのはそういう形で考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）研修資料の共有をするという趣旨だったと思います。これまでの議会でのやり取りにおいて、単に職員研修を強化するという対応では不十分であると考えます。なぜなら、今回問われているのは、現場レベルの事務処理能力ではなく、政策判断に関わる意思決定層の公文書に対する認識そのものだと考えます。公文書は単なる記録ではありません。行政が恣意的に運用、運営されていないか、市民に対して説明責任を果たしているか、将来世代が検証できる状態にあるか、これらを担保する民主主義の基盤です。今回、市長が記者会見で言及した専門家意見の聴取、重要な保存方針の決定、関係部署が関与した政策判断、こうした場面で意思決定過程が文書化されていないことは、制度の理解が現場に浸透していなかったという問題にとどまらず、市政運営の最上位にいる者の認識の問題でもあります。

そこで、伺います。これまで答弁があったとおり、現在予定されている文書事務研修や係長研修は主に実務職員向けのものだという認識です。そこで、市長、副市長、局長級幹部を含めた政策決定層に対する公文書管理研修を改めて実施する考えはあるのか、また、その研修は単なる規則の確認ではなく、公文書管理法の理念、文書主義の原則、情報公開制度と民主主義の関係、意思決定過程の記録を義務とする内容とし、今回の門司駅遺構の事案を教訓として扱うべきと考えますが、見解を伺います。

○主査（小金丸かずよし君）法制課長。

○法制課長　研修につきまして、幹部層の研修ということでございました。現時点では、すみません、まだ研修のスケジュール、詳細等決まっておりませんので、考えてはおりません。現時点では、先ほど来申し上げているとおり、所属においてそれぞれが事務をつかさどる部署において、事務の遂行に当たってどのような協議録をつくっていくかということの認識を深めてまいりたいということでございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）永井委員。

○委員（永井佑君）そこは私たちとの問題意識のずれだと思います。本気度が伝わるかというと、まだ伝わってこない思いがあります。今回の問題は現場レベルの問題じゃないと、その意思決定をする幹部の方々、市長、副市長、局長級も含めて全体の問題として捉える必要があるという指摘をさせていただきました。今回の問題は、冒頭にも申し上げましたとおり、公文書管理、そして、公文書は市民のものです。行政のものではありません。市民の信頼を回復するためにも、公文書管理条例、第三者チェック、これは議会も関与することですね、意思決定過程の記録、これを制度として確立することが必要です。今日のやり取りで、必要なとき、その際には文書をつくっていくと、意思決定過程を記録する文書をつくっていくと答弁がありましたので、これから研修をしていくんでしょうけど、ほかの部局がずれた認識であったらいつまでたっても状況は変わっていかないわけですよね。今回の本会議の答弁でも、議会や委員会で報告してきたから、それが過程ですと、プロセスなんですと。それはねじ曲げているわけです。総務市民局として市長にも共有をすると、これから現時点でどういう研修をするか、対象者についても明言はありませんでしたので、幹部も含めた研修こそ私は必要だということを申し上げまして、終わります。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員。

○委員（大石正信君）私から総務市民局に３点伺います。

まず、会計年度任用職員の上限撤廃について伺います。

国は既に期間業務職員の更新２回までの上限を撤廃しています。私はこれまで有期雇用撤廃をすべきだと求めてまいりましたが、市は国のマニュアルや他都市の動向を踏まえて検討すると答弁されました。国自身が上限を撤廃しているにもかかわらず、本市が続ける理由は何ですか。これまで広く雇用の機会を与えると言い訳していますが、現在、会計年度任用職員も募集しても人が集まらない人手不足の中で、有期雇用を続けることが人材確保の障害になっているのではないでしょうか。有期雇用を撤廃すべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、長時間労働と人員削減について伺います。時間外勤務が月100時間を超える職員が116人もいます。これは明らかに異常です。その一方で、市の行政職員は、1996年の9,548人から現在7,048人へと2,500人も削減されています。長時間勤務の原因は、明らかに人手不足です。私は12月議会で質問しましたが、総務市民局長は職員には過度な負担がかからないように配慮すると言われましたが、人を減らしたままで配慮するといっても限界があります。イベントの見直しや職員増など、業務量と人員体制を抜本的に見直すべきだと考えますが、見解を伺います。

最後に、休日振替制度について伺います。休日出勤は振替を原則にしていましたが、そもそも、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の８条には、休日出勤は振替できると書いてあるだけです。どこにも原則振替とは書いていません。条例は議会で決められたルールです。条例にない原則振替を運用で押しつけるのは、条例の趣旨に反するものではありませ

んか。原則どおりに振替か割増し賃金を支払うように本人の選択にすべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○主査（小金丸かずよし君）人事課長。

○人事課長　令和６年の国の再任用の運用基準が、同一のものについては連続２回を限度とするという任用の上限が撤廃されたことは承知しております。一方で、国の取扱いは例示として示したものであり、具体の取扱いについては、各地方公共団体において、平等の取扱いの原則及び成績主義を踏まえて、地域の実情に応じて適切に対応されたいと示されたところでございます。会計年度任用職員については、地方行政の重要な担い手の１つであると考えておりますけれども、再度の任用の上限の撤廃は、やはり雇用の安定性、あと、公平の確保の両面があることから、今後も当該マニュアルやこれまでの経緯、他都市の状況などを踏まえつつ、引き続き対応を検討してまいりたいと考えております。

あと、会計年度任用職員が集まらないんじゃないかという御指摘がございましたけれども、例えば心理士とかケアマネなどの特別な資格職に関しては、募集したタイミングとか時期によっては集まらないこともあるかとは思いますけれども、基本的に補助業務に関しては、募集に対して人材確保はできていると考えております。

あと、人員体制についてのお尋ねがございましたけれども、基本的な考え方としましては、地方自治法の要請である簡素な効率的な組織体制を確立するために、削るべきところは削る、強めるべきところは強めるという観点で、毎年度、組織と人員体制を見直しております。職員の配置に当たりましては、事務改善に基づく業務の効率化、あと、ＤＸの推進による業務改革、あと、市政変革の取組の進捗に合わせて、全体の業務量を見極めながらきめ細かな対応を行って、市民サービスの低下を招かないように努めているところでございます。また、職員の健康を守り、過度な負担がかからないよう配慮することも、極めて重要な課題と認識しております。今後も、職員の健康管理に留意しまして、市民サービスの維持、向上に努めながら、必要な部署には必要な人員を適切に配置する選択と集中といった観点で、引き続きよりスリムな組織、人員体制の構築に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長　週休日勤務に関する御質問にお答えいたします。

週休日勤務については、健康維持等の目的から、振替取得を原則といたしております。こちらの制度の趣旨として、本来休みである日に出勤をしているということから、休みに勤務した分を別の日に休んでもらうというところが第一であるという考え方でございます。一方で、業務の都合により所定の期間、これは勤務日の前４週、後８週でございます、に振替が取れない場合は時間外勤務として対応することとしております。これは所属長の勤務時間マネジメントであり、業務の状況であったり、職員とのコミュニケーション等により判断することになりま

す。所属宛ての通知の中にも所定の期間に振替が取れなければ時間外対応という旨は明記しておりまして、課長研修等でもこの旨は周知徹底しているところでございます。今後も引き続き、振替の対応について、所属長、各職員への周知を徹底し、適正な勤務時間管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）答弁はありませんか。大石委員。

○委員（大石正信君）まず、会計年度職員について、募集しても人が集まらないわけではないと。しかし、その上限を国が撤廃しているわけですね。それはなぜかというと、やっぱり会計年度職員がいないと業務が回らないと。そしてやっぱり雇用の継続性、専門性という点からはやはりそれが限界なんだということで、会計年度職員についても上限を撤廃しているわけですよね。だから、国や他都市の動向というならば、国が上限撤廃をしているそういう状況の下で、見直すべきじゃないかなと思いますけども、先ほど言われた公平性の原則とは何ですか。一度人間を切ること、働いている人たちを切ることが職員、市民の公平性と本当に考えているんですか。

○主査（小金丸かずよし君）人事課長。

○人事課長　労働者にとって、安心して働くことは大事だと考えておりますけれども、やはり多くの方に広く雇用の機会を提供できるというところで、結構募集もかなり多くなってきているところもありますので、公平性というところで、採用の試験などやりながら、必要な人材を確保していくことが大事だと思っております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員。

○委員（大石正信君）全く理由になりませんね。１人の人間を雇っていく。それは１人の個人の生活がかかっているわけですよね。それを３年なり５年で辞めさせていく。そして、新たな雇用の機会をつくるんだと。これはへ理屈でしょう。じゃあ、職員だって正規職員だってそうしますか。会計年度任用職員についても、国がそういうことについて上限を撤廃しているということであれば、今会計年度任用職員がいなければ北九州市役所は回りませんよ。そういう有能な人材を有期雇用でやめさせていく。これは問題じゃないんですか。これが本当に公平性の原則だと考えているんですか。改めるべきじゃないんですか。

○主査（小金丸かずよし君）人事課長。

○人事課長　まず、会計年度任用職員につきましては、一定の繁忙業務とか、一定の専門知識、経験、資格などを有する者に対して、常勤職員との間で職の整理を行った上で会計年度任用職員を任用しているところで、決して同じ業務という形でこちらは考えてはおりません。その中で必要な補助的な業務であったりするところに人員を配置しているということでございます。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員。

○委員（大石正信君）決して同じ業務じゃないということで、時間を減らしている。そのこと

によって正規職員との均衡を図っているんだということで、これは全く通用しません。しかも会計年度任用職員については、病気休暇が今度無給から有給になりましたよね。これは一歩前進ではあるんですけども、正規職員が90日に対して、会計年度職員は10日。いわゆる正規職員との関係で言ったら９分の１ですよ。何でこんな格差が、病気休暇についてはこれまで無給であったものが有給である、これは一歩前進であるけども、何でこんな開きがあるんですか。改めるべきじゃないんですか。

○主査（小金丸かずよし君）人事課長。

○人事課長　御指摘のとおり、会計年度任用職員の病気休暇については、国の非常勤の改正に合わせて、令和７年４月１日から10日以内で有給休暇が取れる改正をしております。また、令和８年４月１日から会計年度任用職員の育児時間、子育て支援休暇、短期介護休暇、骨髄移植のための骨髄の提供等について、無給から有給に改正予定で、処遇改善を進めているところでございます。一方で、正規職員との差があるところに関しては、やはり会計年度任用職員の勤務条件は、地方公務員法上の要請から国との均衡を考慮する必要があるところで、その均衡が崩れてしまうことは基本的にはあってはならないと考えております。ただ、このようにかなり処遇も改善されてきているところもありますので、今後も会計年度任用職員の勤務条件に関しては、国や他都市の動向を見ながら調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員。

○委員（大石正信君）この病休の問題についても、私は何度も取り上げましたよね。しかし、国が決めていないということだけど、国が会計年度任用職員についての病気休暇について認めた。そしたら、市も認めてきた。だから、国がやることについて、国がやれば市も決定をしていく、変更していくわけですよね。これまで自分たちが言っていたことがいかに矛盾しているか。正規職員であっても、会計年度任用職員の人も、同じ人間なんですよね。そこに差がある。これは問題です。病気休暇をつくったのであるならば、病気になっても安心して休んで給料がもらえる制度にすべきじゃないんですか。多くの女性が会計年度任用職員で働いている。女性差別につながってまいりますよ。改めるべきじゃないんですか。これはもう見解を求めません。

それと、次に振替の問題について、12月議会でも出しましたけども、局長は職員が安心して休めるために振替があるんだと言われました。しかし、現実は職場で職員が減らされている。確かに振替になったとしても、なかなか人がいないという現状で休めない。本当にこの休暇でということならば、やっぱりきちんと職場で人員を確保していく、そういうことをすべきですよ。これができていない。休みも取れていない。だからといって長時間残業代も支払えていない。その結果、３年間で880件、残業代が未払いの状況、結果的に払いましたけどね。こういう結果についての反省があるんですか。いかがですか。

○主査（小金丸かずよし君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長　週休日の振替についてお答え申し上げます。

12月以降、当局で対応していることでございますけれども、振替取得に対して、各職員への周知徹底とシステム改修による対応を行っております。

まず、周知徹底について、具体的には制度内容、手続方法、確認方法などを12月に所属長へ改めて通知し、周知。１、２月には総務担当部長会議、課長研修でも注意喚起を行いました。１月30日には、衆議院議員選挙やマラソン等により週休日出勤が多く見込まれる前に新たに通知を発出して、注意喚起を行ったところでございます。

次に、システム改修について説明を申し上げます。現在、各職員が利用している庶務事務システムの改修を実施しておりまして、間もなく３月下旬に完了いたします。改修内容は、週休日に勤務した際の手続が適正に行われていない場合に、所属長と本人の双方に画面上アラートが表示されるようになります。このアラートは、正しく手続が行われるまで毎日表示されます。申請漏れが常に見える化されることで、適正な勤務時間管理に大きな効果があると考えております。このシステムリリースのタイミングで再度全職員に通知を発出して周知を行う予定でございます。

振替の休みが取れない場合には時間外勤務で対応することとなりますけれども、そちらについても、今後の研修等も踏まえて周知を徹底しているところでございます。今後も、様々な機会を捉えて、所属長をはじめ各職員へ周知を徹底し、引き続き適正な勤務時間管理が行えるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員。

○委員（大石正信君）私はそういう反省があるかと聞いたんですよね。システムの改修だとか、所属長の研修によってきちんと振替をする、振替ができなければ時間外勤務手当を支払うということで、これは今後のことでしょう。何でこんな結果になったのか。その反省はあるのですかと聞いたわけですけど、その総括、まとめの総括をされているんですか。いかがですか。

○主査（小金丸かずよし君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長　振替について、例えばその原因として、忙しくて取れなかったであったりとか、うっかり手続を忘れていたとか、その辺を全て確認することは非常に困難だと思っております。当然手続上であったりとか、制度の趣旨が守られていないというところは不適切な状態であると考えておりますので、そのために先ほど申し上げましたような所属長への周知徹底であったりとか、システム改修であったりとか、今後もできる手を打っている状況でございます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員。

○委員（大石正信君）全く反省がないと。これは問題です。

それでは、先ほど言いました条例では、休日に出勤をした、それが振替ができるっていう規

定になっていますよね。しかし、振替ができなかった場合についてはどうするのかと。本人の選択にして振替ならば振替、そして、手当を払うなら払う。これは今後どうなるんですか。

○主査（小金丸かずよし君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長　本人の選択ではないんですけれども、あくまで振替が取れない、所定の時期に業務の都合で取れないことが見込まれる場合には、所属長によって時間外勤務を支払うことになります。ですので、この制度自体は今までも変わるところではないんですけれども、今後はそこのところを所属長や、本人も含めてしっかりと制度の趣旨を理解してもらって、振替が原則で、振替が業務の都合で取れない場合は時間外勤務を支払うということをしっかりと徹底してまいりたいと考えます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員。

○委員（大石正信君）振替は原則じゃないということを明確にすべきじゃないかと。結局、北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の第８条では振替ができると言いながら、事実上、振替が強要されていた。所属長と本人が話し合っていくということですけども、そこに強制があってはいけないと思うんですよね。本当に振替休日が取れないならば、時間外手当を支払っていく。そうであるならばちゃんと条例を見直して、振替できるというのを本人の選択になっているとか、そういうふうに明文化していかないと、事実上できると言いながら振替が原則になっている。これはきちんと条例上も改めるべきじゃないんですか。

○主査（小金丸かずよし君）労務・安全衛生担当課長。

○労務・安全衛生担当課長　条例についてですけれども、こちらは国家公務員の一般職の勤務時間、休暇等に関する法律でも同様の定めがございまして、そこの趣旨の中で、あくまで勤務時間というのはその所属長が定めるもので、本人が選択するという種類のものではないと解釈が示されてございます。そこに沿っているので条例上はこうなっておりますけれども、規則等でそういった振替原則という定めをしておりますので、そこのところをしっかりと適正に運用することで対応してまいりたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大石委員、残り45秒です。

○委員（大石正信君）休日労働については、本来、振替にするか所属長が命令するべきですよね。実態としては、業務の状況については所属長が把握していない。ここに問題があるわけですよね。だから、やっぱりそうであるならばきちんと把握をしていく。今後、把握していくということを言われましたけど、同時に、この条例上はできると言いながら、実際上は振替が原則になっているわけですよね。だから、それをきちんと条例上も改めていくようにしていかないと。実際運用ではそうなっていなかったわけですからね。そういうことをきちんと改めていって、システムでも、また、所属長の判断についてもきちんと行っていく。そういうふうにきちっと明文化していくことが必要じゃないかということを要望して終わります。

○主査（小金丸かずよし君）質疑を続けます。市民とともに北九州、宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）よろしくお願いします。３点伺います。

まず、総務市民局に、小さな思いやりに大きなありがとうキャンペーン事業に500万円計上していると思うんですが、これは新規事業の位置づけなのか、どういった内容なのか、予算内訳を教えてほしいです。

２点目に、市長公室に１点。市ホームページ運用機器等更新機能拡充事業について伺いたいんですが、この事業に新しく899万円を計上していると思います。内容を見ると、市長撮影用の機材一式を購入予定とあるんですが、この機材一式の詳細を教えてください。

最後、３点目に市議会事務局に１点なんですが、議場モニター新設事業について、新設するモニターの詳細について伺います。

枚数、オーダーメードなのか、既存品なのか、インチ数、リフレッシュレート、応答速度、パネル形式、カンデラ数を教えてください。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　小さな思いやりに大きなありがとうキャンペーン事業についてお答えいたします。

その事業につきましては、新規事業として考えているものでございます。この事業は、今、北九州市地域コミュニティビジョンを策定しておりますけれども、その検討会議の中でも御議論として、やはり地域で様々な形でボランティア活動に取り組んでくださっている方々がいらっしゃると。それは、例えば地域団体の会長さんとか役員さんだけではなくて、日々登下校の見守りをしてくださっている方でございますとか、ごみステーションの管理をしてくださっている方でございますとか、地域活動が日々の中で皆さんの活動によって非常に支えられていると。それに対する感謝の思いがなかなか表に出てくることがないので、そこがやはり活動のモチベーションにつながり、日々の感謝が目に見えて表れてくる形が、これからの互助を支えていくモチベーションになるのではないかという御意見をいただいたことから、スタートしたものでございます。具体的には、これから新規事業ということで始めて進めてまいりますけれども、例えば子供たちから日頃登下校の見守りをしている方々への感謝への思いを集めまして、それを目に見える形で掲示していくようなことでございますとか、あるいは感謝の気持ちを直接伝えることは、なかなかハードルが高い部分もございますので、例えばデジタルの中で、今ＳＮＳではいいねという機能がございますけれども、そうした形で少し日頃の感謝のありがとうというものを、もう少し示しやすい形でつくっていけないかといったことを考えてございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　市のホームページの運用機器更新、機能拡充の内容について説明いたしま

す。

これは、ホームページの機器の更新に係る経費でございます。５年経過したサーバーを更新することと、それから、今回サーバーを保管している場所の移設が伴うものですから、それに係る経費として新規で計上させていただいているものです。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）市議会事務局総務課長。

○市議会事務局総務課長　議場の大型モニターの件ですけども、予算としては447万3,000円で取らせていただいています。これにつきましては、モニターの枚数が２枚、インチ数が98インチで液晶のもので今考えております。例えばカンデラ数とかおっしゃいましたけど、そこら辺はまだ承知しておりません。あくまでも予算取りということで、実際は予算を御承認いただければ、また議会運営委員会とかにおかけして、こういうものを考えていますとかそこら辺を御相談させていただきたいと考えています。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）御答弁ありがとうございます。

まず、総務市民局からなんですけど、ありがとうとかを目に見える形で伝えるのが難しい昨今だから、それを目に見えるような形で何かお示しできないかという内容で合っていますか。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　今委員がおっしゃられたとおり、なかなか日頃の活動、例えば、先ほど申し上げた登下校の途中で見守りの方がいらっしゃいますけれども、日頃感謝を示されることがなかなか少ないというお声もございまして､それを見える化をしていく趣旨のものでございます。

○主査（小金丸かずよし君）宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）ありがとうございます。500万円を計上されていると思うんですけど、これは正直、人それぞれのモチベーションの向き合い方とか、人それぞれのつながりの中でできた、ありがとうと個人間で行えるものもいっぱいあると思うんですけど、この予算はどう使うつもりなんですか。すみません。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　この見える化を、もちろん日々の登下校中に出会う中でありがとうと言ってもらえることも大事なんですけれども、北九州市の中では、私どもが地域団体を回ってヒアリング等々をさせていただく中でも、活動に従事してくださっている方が非常に多いという印象を受けております。そうした活動を見える化ということで、これは例えばでございますけれども、たくさんのメッセージを１枚に集めてパネルにして、見えやすいところに掲示をするでございますとか、あるいは新聞の中でそれが見える形になっていくとか、多くの方の目に留まるような形でその感謝のメッセージでございますとか日頃の活動というのを見える形にしていくための予算と認識をしてございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）ありがとうございます。じゃあその辺は市が率先して市民の皆様に還元するような形でそういった企画を行うみたいな感じですかね。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　そうですね。企画と申しましょうか、見える化を図っていくことで、皆さんされているんだなと。最終的に目指すところといたしましては、そういう活動が行われているんだなということで日頃、例えば出会う中でありがとうと言うことが増えたり、日頃の感謝が増えていくことで皆さんのモチベーションが高まって、活動に参加するモチベーションがさらに高まっていくところを目指しております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）ありがとうございます。その見える化というのを何回も使われていると思うんですけど、見える化のために必要なデータを集めて、目に見える形に、何かしらＳＮＳなり、特設ホームページなり、サイトをつくるなりして、それを地域コミュニティーの方にお見せして、これだけの感謝の気持ちっていうものがここにあるんだよ、みんなで頑張っていこうね、みたいなものを想定されている認識になりますか。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　今御指摘いただいたとおりのイメージでございます。その形になるかどうかはともかく、市もそういったイメージを持っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）ありがとうございます。結構あやふやな状態だとは正直思うんですけども、この予算的に500万円という、今聞く限りだとあまり必要ないもののようにも感じてしまうのが正直な意見かなとは思うんですけど。無駄にならないようにじゃないですけど、北九州市地域コミュニティビジョンの素案も出ていますし、今後に生きる形でぜひしっかり使っていただきたいなとは思います。見える化というものが多分ベースになっていると思うので、この見える化がどういった形で表れるのかをしっかりとお示しいただけたらとは思います。ここに関しての見解とかあればお願いします。

○主査（小金丸かずよし君）地域・人づくり部長。

○地域・人づくり部長　地域振興課長の答弁に補足させていただきたいと思います。今、北九州市地域コミュニティビジョンをつくっていますけれども、このビジョンというのは今後10年、15年先の将来像を見据えて議論をしているわけです。どんどん新しいこともやっていかないといけないんですけれども、新しいことをやるだけじゃなくて、今までの活動、この活動の一つ一つの積み重ねが将来にもつながっていく、こういう発想でいます。今、団体の代表者の皆さんとか事業者の皆さん、これ表彰制度があって、結構フィーチャーされていますけれど、その

方々の支えになっているのは地域の活動の地道な活動です。こういうのもしっかり焦点を当てながら新しいことをやっていこうということで、課長が言ったのはあくまでも例示でありますけれども、そういうフィーチャーすること、どういうことをフィーチャーしていくか、これはもちろんこれからも議論していかなきゃいけないんですけれども、しっかりそこをフィーチャーしながら新しいことを加えていく。この相乗効果を狙っていく。それがこの事業でありますので、ぜひ御理解いただきたいなと思っています。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）ありがとうございます。非常に分かりやすい答弁でした。ありがとうございます。その未来像がある中でこの事業を運用していくのでしたら、結構ビジョンとしては見えやすいのかなと思うので、ぜひしっかりと検討していただいて、これからの地域コミュニティーに生かせるようなものにしてほしいと思います。

２点目の市長公室に関しては分かりました。書き方が書き方なだけで勘違いになるというか、機材一式って聞くと、どうも市長用のグリーンバックの一新とか、カメラ機材とか、何かそっちのほうを想像してしまったんで、サーバー移管と更新ということでしたら分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。

３つ目のモニターに関してなんですけど、多分、今回使われるモニターの内容に関して言うと、そんなに性能の高くないモニターでいいのかなという印象があって、既存品では98インチはありますか。

○主査（小金丸かずよし君）市議会事務局総務課長。

○市議会事務局総務課長　一応見積りを取らせていただいたときは、ソニー製の液晶のモニター、既存品で見積りを取らせていただいています。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君）ありがとうございます。多分性能的に、ソニー製品ということで結構いいモニターがそろわれているとは思うんですけど、結構リフレッシュレートにしても、応答速度にしても、パネルの形式も、カンデラ数も、ゲーミングモニターとかそういう性能の高いモニターではないもので全然問題はないと思うので、そこら辺はぜひ調べていただいて、今回の議場モニターの新設の目的を改めて認識した上で、削れるところは削ってじゃないですけど、より最適化したモニターを選んでいただけたらなと。すみません。仕事柄、そういうものにちょっと詳しいもので、ぜひ考えていただけたらなと思います。以上で終わります。

○主査（小金丸かずよし君）三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君）私からも数点お尋ねします。

まず、民事暴力相談件数が増えていって、令和４年が81件、令和５年が80件、令和６年が150件ということになっています。どういった理由で増えているんでしょうか。

それから、消費生活センターの相談も増加をしています。今いろんな詐欺とかも非常に多いですし、分かりにくい書き方をしている通販なんかも非常に多いということだと思いますが、この辺、状況をまた教えていただきたいと思います。

それから、平和のまちミュージアムの入館数が少し減っています。今の時代だからこそ非常に大事だと思いますし、今も茶碗の企画展もやっていたり、いろいろいい企画をやっているんですが、減ったのは多分に子供たちの見学が前は全員という形で行っていたのが、選択になったので減っているのかなと思うのですが、やっぱりこういう時代だからこそ、子供たちにもっとここをしっかりと見せてあげたいなと思いますが、この点について見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、選挙についてです。これは本会議でも質問させていただいたのですが、投票率を少しでも上げるために、今回、若者の投票参加促進に向けた選挙カフェ事業というものをやるみたいなんですが、これについて少し教えていただきたいのと、それから、期日前投票が増えていて、来年に向けて市長選挙とか県議会議員選挙とかありますけれど、投票箇所数も少し増やしてというお話じゃなかったかなと思いますが、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それと今年３月、もう既に宮崎でも電子投票が行われていると伺っていますし、幾つかの自治体で取組がなされていますが、この点について今、どのように研究、検討をされているのかお聞かせをいただきたいと思います。

あと、プレスリリースの在り方についてということで、これは多くの議員から要望が上がっているかと思うのですが、金曜日にプレスリリースができないかと。例えば木曜日まで委員会があるんですよね。そうすると委員会とちょうど同時刻に報告がされて、検討も何もしないままにとか、あまり知らないままにというようなことが結構あったりして、それも議会としていかがなものかという御意見がございます。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

あと、今回、旧古河鉱業若松ビルの空調設備の予算をつけていただいています。これは以前から私も申し上げていたのでありがたいと思っていますが、とにかく夏の暑さが半端ないという状況もありまして、今回、市民センターのトイレ改修とかも予算がついているのですが、市民センターも大分古くなってきているので、空調が使えないと、そもそももうそこを使えないという状況になってしまうこともありますので、そこは市民センターと緊密に連携を取りながらやっていく必要があるかなと思っていますが、その点についても教えてください。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長　民事介入暴力相談件数が増えているということで御質問がありましたので、説明いたします。

相談件数は、先ほどもおっしゃられたとおり、令和５年度は80件、令和６年度につきまして

150件、令和７年度は２月末現在、約130件で、これは令和６年度２月末時点とほぼ同じぐらいの件数となっております。令和５年度と比較しますと、令和６年度、令和７年度と大きく増加しておりますけれども、これは暴力団に直接関係する相談が増加したものではありません。企業の方々から、取引相手等につきまして、暴力団等ではないかと心配する問合せが多くなったものになります。企業の方々の暴排意識が向上したとも考えられるものになります。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）消費生活センター館長。

○消費生活センター館長　先ほど委員から消費生活センターの相談件数についてお尋ねをいただきました。

消費生活センター、令和に入りまして大体１万件程度で推移をしております。ただ、御指摘いただきましたように、令和６年度は令和５年度より275件増加しております。相談内容別に見てみますと、商品一般が285件増加し、1,213件の御相談をいただいている。これが全体として相談件数を押し上げている形になります。この商品一般といいますのは、主に電話料金や電気料金などの架空請求、あるいは家族や公的機関を名のっての詐欺的な金銭要求の電話、このような御相談が多くなっております。消費生活センターとしては、詐欺とまでは断定はできませんが、相談が増えているとは認識をしてございます。これらの対応といたしましては、公的機関から自動音声ガイダンスあるいはＳＮＳを使って未納の請求がされており、公的機関からはそのような方法で請求は絶対に行わないため、詐欺の可能性が高いことをお知らせさせていただいて、請求に応じないことをお知らせしております。また、架空請求につきましては海外からの電話が多いため、海外との電話が不要な方につきましては、海外電話を休止できる国際電話不取扱センターを御案内したり、それから、電話を留守電にしていただきまして、一度相談の内容を聞いてから電話対応をいただく、あるいは全く知らない電話番号には慎重に対応していただくなど、アドバイスをさせていただいております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）平和のまちミュージアム事務局長。

○平和のまちミュージアム事務局長　平和のまちミュージアムに関するお問合せがございましたので、お答えいたします。

委員御指摘の入館者数でございますが、減少傾向にあったんですけれども、今年度は戦後80年の記念事業の実施などによる関心の高まりや教育委員会の小・中学校の体験活動への支援などにより、昨年度に比べ入館者が増加しております。引き続き、青少年をはじめとする幅広い世代の多くの方に来館いただけるよう、関係部署、他都市、他施設とも連携を図りながら、例えば魅力ある企画展の開催など、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、学校への学習支援として、小学生が校外活動等で来館した際の学習プログラムの提供であるとか学芸員等のミュージアム職員による出前授業の実施、それから、平和学習のための啓発用ＤＶＤや副読本などの教材の提供など、学校の実情であるとか希望に応じた多様な支援

を行っております。今後も、ミュージアムの機能を活用して、戦争や平和について考える機会をより多く提供できるよう、学校関係者への来館の働きかけを含めて、教育委員会とも連携をしながら、効果的な平和学習の支援等に取り組んでいきたいと考えております。

○主査（小金丸かずよし君）選挙課長。

○選挙課長　委員から選挙に関する３点お伺い、御質問をいただきました。

１つ目が今回、新規事業で上げさせていただいているカフェ事業の内容についてでございます。

選挙管理委員会としても、やはり若者の政治への関心を高くする、これは非常に重要な課題と考えておりまして、これまでも18歳の新しい有権者となった方々に、お知らせはがきの郵送であるとか､あとは中学３年生向けの学校教材として選挙って大事という副読本を配布したり、あと、小・中学校出前授業、模擬投票のお手伝い、もしくはその機材の貸出しといったいろいろ事業をやっております。あと、大学生の方に大体、年に２回ぐらい集まっていただいて、政治に対して話題を振って、どう考えているのか、どうしたら若者の投票率が上がると思うのか等々を話し合っていただく場も設けさせていただいております。今回のこのカフェ事業については、そこからちょっと一歩踏み出して、これまでの事業とは、どちらかというと行政側がプログラムを提案して、そこに若者の参加を募るというタイプだったんですけれども、今回のカフェ事業はどうやったら若者に訴えることができるのか、若者にその啓発の事業の企画も考えていただいて、それを形にする事業になっております。したがいまして、この予算の半分がその企画、運営、それから、半分がそのイベントの実施、そういった内容になっております。

それから、２番目の御質問の期日前投票についてでございます。

今回の衆議院選挙の投票率が53.1％と、前よりもちょっと上昇しております。特に期日前投票は委員御指摘のとおり上昇しておりまして、今回52％を超えた非常に利用率の高い状況になっております。そういった状況を踏まえまして、期日前投票を含めて、投票環境の改善、向上を充実させていくところで、その中の大きな施策としてこの期日前投票は今後も充実させていく。これは、御質問がありました増やしていくのかどうかでございますけれども、充実の方法には当然増やすという方法もございますし、あと、もっといい場所に替えるとか、もしくは複数区型を導入するとか、様々方策があると考えておりますので、そこら辺も今の投票状況、区のデータの状況を勘案して、その充実のさせ方を検討していきたいと考えています。

それから、最後の電子投票でございます。

電子投票、我々どもも導入に対していろいろ勉強とか研究とかさせていただいている最中でございまして、いろいろ検討はいたしました。実際、導入を検討されている都市の状況であるとか、もしくはその機材、そのシステムを導入している業者の方のお話なんかをお聞きしているんですけども、ただ、現在のところ、まだ課題が多くて、北九州市レベルの大きな都市でま

だやっていないというところがあって、そこが非常に大きいところがございます。そういったコストの問題もあるんですけれど、あと、市議選のように候補者が多い場合、タブレット上に表示させるとどうしても字が小さくなったりとか、もしくは数が制限されますので、検索する手間がかかる。そこでちょっと不公平が生じてしまうかもしれないなとか、あと、そういった電子化されることによってブラックボックス化というか、今いろいろＳＮＳ等に関するひぼう中傷等も問題になっておりますので、そもそも電子化されること、ブラックボックス化されることに対する懸念を持たれる市民の方が一定数おられるんじゃないか。それと不在者投票については、どちらにしろ紙投票が残りますので、そこら辺で全てが電子化されるわけではないということで、やはり本丸はインターネット投票になるんだろうなと考えておりまして、そういった様々な課題が今のところはありまして､今後とも研究を重ねていきたいと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）市民活動推進課長。

○市民活動推進課長　旧古河鉱業若松ビルの空調改修工事について御質問がございました。

この館は若松区にありますけども、非常にシンボリックな建物として、若松区の地域交流や文化、そして、観光施設として重要な拠点となる施設と認識しております。そのような中、委員御指摘のとおり、近年の酷暑、夏場の暑さが非常に厳しいものがございますので、そういう観点から予防保全的な視点、そういう故障が起こる前に予防的に整備していくことによりまして､旧古河鉱業若松ビルの空調設備の全面的な改修工事を令和８年度予算で5,100万円計上させてもらっているところでございます。御承認いただきましたら、来年度、全面的な改修工事を実施したいと思っております。

なお、市民センターに関しましても、このような現状をお互い確認して、連携しながらこの事業を進めていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　市民センターの空調について少し補足させていただければと思います。

市民センターの整備費関連の来年度予算ですけれども､５億8,000万円ほど計上させていただいております。そのうち空調につきましては､9,600万円ほど入れさせていただいているところです。空調設備は通常ですと20年から25年で更新の時期を迎えます。市民センターにつきましては計画的に改修を行わせていただいておりまして、この耐用年数において、98％は改修を計画的に行わせていただいているということでございます。引き続きしっかりしっかり管理させていただければと思います。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）報道課長。

○報道課長　プレスリリースのタイミングの在り方について答えさせていただきます。委員の

お尋ねは恐らく市長定例会見のことかと思いますので、そちらでお答えさせていただきます。

定例会見につきましては、市政記者会の主催で、毎週木曜日午前10時から開催しているという取扱いになっております。まず木曜日開催ということですが、他都市、特に福岡市と福岡県、こちらの県知事会見とか福岡市長会見と重なりますと枠の奪い合いみたいな形になりますので、ここの日程がかぶらないようにということ、それから、時間ですけど、午前10時開催というのは、やはりお昼12時のニュースに各社流したいというのがあるので、やはりこのぐらいの時間でということで、こういった理由がございまして、市政記者会から木曜日午前10時ということで今の形で開催しているという状況になっております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）三宅委員。

○委員（三宅まゆみ君）たくさんお答えをいただきましてありがとうございます。

まず、すみません。私たちのタブレットに入っている調査号が令和６年度までなんですよね。だから、若干情報が違っているということを前提に、先ほど御説明をいただいたので、今の状況は少し分かりました。

民事暴力相談件数に関しては、心配の問合せで、心配しなくていいよということで、防犯意識が非常に高まっていることはいいことだなと思って、安心をいたしました。

それから、消費生活センターですね。多分、直接的にはお電話があっているのかどうか分からないんですが、最近、物すごく巧妙で、例えば要らない宝石とかありませんかと言うと初めからもうありませんって言うんですけれど、例えば亡くなっている人がいるんだったらネクタイはありませんかとか、先日は使っていない古い靴はありませんかという問合せとか、うちは高齢の母がいるものですから、出ないようにって言っているんですけど、そういう電話に出てしまって。私の友人の御両親がいらっしゃるところとか、もしくはお一人でお母様が住んでいらっしゃる方とかもよくそれでだまされて、導入はそれで、どんどん奥に奥にという形でなっているんですね。そのあたりの啓発がもっと要るのかなと思っています。高齢者の方が売りたくないものまで売らないようにとどこかのＣＭがやっていますけれど、そういう状況があるという、その導入の手口がだんだん巧妙で、みんな、どこのうちでもあるようなもの、それが本当は欲しいわけではなくて、それの先を狙ってというような巧妙な手口が専らありまして、午前中に電話かかってきてお昼からずっと回るとか、何かそんなイメージかなと今思っていますので、ぜひ何か注意喚起とかもしていただけたらありがたいなと思います。

それから、平和のまちミュージアムですね。また少し伸びている、昨年選択でできるようになったということなんで、私はできれば全ての子供たちに一度はここに行って、戦争というものがどれだけ大変なつらいものか、悲しいものかというのを分かってほしいな、そんなふうにも思っていますので、ぜひ教育委員会にもしっかり働きかけをしていただきたいのと、また、夏休みとか、春休みとか、子供たちが長期間にここに行けるような機会をぜひともつくってい

ただけたらなと思っています。

それから、選挙に関しては、電子投票の難しさというか課題が今はあるということなんで、課題があれば、それを少しでも解決するためにどうすればいいかということをぜひ考えていただいて、いずれは多分政令市とか大きな市もこの電子投票になっていくのではないかなと思っています。それと確認が正直ちょっと曖昧というか、今、身分証明書とか何も出さなくていいので、住所とか、名前とか、顔写真の確認がないので、もしかしたらそういうこともできるのかなという、本市ではほぼ大丈夫じゃないかという話を前伺ったのですが、よその自治体では実際に二重投票もあったりしますので、そこもぜひ併せて、電子化と同時にこういったことも課題として検討していただきたいなと思います。国に対してもこの確認作業についてはなるべく正確にできるようにとおっしゃっていただいたほうがいいのではないかと思っています。

あと、選挙カフェ事業については分かりました。若者の投票率を向上させるということは非常に重要だと思いますので、若者たちが自分たちからいろんなことを企画してやっていけるような形にぜひしていただきたいということをよろしくお願いします。

あと、期日前投票ですね。これについては、やっぱり人員の配置とかも少しお考えをいただいたほうがいいのかなと思います。当日投票が少なくなっているんであれば、その分をやはり期日前投票に人員を振り分けていただくとか、かなりバタついたりとか、会場が非常に渋滞しているような状況とか、様々に見かけましたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと、旧古河鉱業若松ビルについては、予防保全の観点でということなんですが、実際に一時期使えない状況とかもありましたので、今回これで少し安心をいたしました。ほかのところも、市民が集うところ、夏場はそこがある意味、家では暑くてなかなか過ごせない人が過ごせる場所だと思いますので、公的機関でここで過ごしてくださいという避暑的な役割も果たしていると思いますので、ぜひこれからもそういったことをチェックしながらやっていただけたらと思います。以上です。ありがとうございました。

○主査（小金丸かずよし君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）私からは、市長公室、まず、シティプロモーション推進事業について、どんな事業を行っているのか、また、テレビ、雑誌、ＳＮＳなど多様なメディアの活用ということなんですけども、その予算の内訳を教えていただければと思います。

それから、総務市民局ですね。マイナンバーカードを活用した証明書コンビニ交付サービスについて、今コンビニ交付をされている証明書がたしか４種類ぐらいだったと思うんですけども、コンビニ交付された証明書のそれぞれの内訳、何割ずつぐらいの割合で交付されているのか、分かれば教えてください。

それから、行政評価の取組結果を見ているんですけども、暴力団対策の強化ですね。市外発信による安全・安心なまちのイメージの定着という施策で２つ事業がありまして、１つ、若者

の闇バイト等の犯罪行為に加担することを防止するため、市内でウェブを閲覧する若者を対象としたターゲティング広告、ホームページなどでの広報広告を行うということですが、まず、市内で闇バイトに加担した若者の犯罪はどのくらい発生しているのか教えてください。

それから、最後に防犯カメラの運用事業ということで、防犯カメラの運用事業と防犯灯設置事業についてですけども、防犯カメラの設置箇所が主要駅周辺なんですが、防犯灯は主にどのようなところに設置されることになるのでしょうか、教えていただければと思います。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　シティプロモーション事業についてお答えいたします。

少子・高齢化、それから、人口減少の中で、都市の価値や魅力を向上させて市内外に効果的に発信する戦略的広報に取り組んでいるところです。特に市外の方々については、ファンの層を拡充して、町のにぎわいとか集客、それから、将来的に選ばれる都市としてイメージ向上につなげるためのシティプロモーションに取り組んでいるところです。具体的には、市の魅力やポテンシャルを内外に発信する目的で、テレビ番組の誘致、それから、新聞や雑誌の掲載などを働きかけているほか、民放やテレビ雑誌などにも複数機会取り上げられるように働きかけているところです。内容としましては、雑誌、テレビなどの掲載、動画の制作、小倉駅の階段広告やマルチビジョンでの広報などの経費、それから、アクションを旗印とした統一的な情報発信などに係る経費を計上させていただいているところです。

○主査（小金丸かずよし君）区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長　コンビニ交付についての御質問をいただきました。実績なんですけれども、コンビニ交付は税の証明書も取れるんですが、総務市民局の管轄４種類に限って答えさせていただきたいと思います。

令和６年度の実績で、コンビニ交付は年間28万6,000件ほど発行されております。そのうちの住民票がほぼ半数を占めておりまして、52.5％です。印鑑登録証明が35.8％、戸籍証明書が10.8％、戸籍の付票が１％という状況になってございます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長　若者の犯罪加担防止啓発について説明いたします。

これは、いわゆる闇バイトによる犯罪に加担させないための取組を行っているものであります。北九州市内の若者が闇バイトに関与したかお尋ねがあったと思うんですけども、これについては公表されていませんので、北九州市内の若者がこれに関与したかは判明いたしません。ただ、県警察によりますと、令和７年中の特殊詐欺検挙人員のうち、いわゆる闇バイトによる応募者として把握しているものは、これが全体の６割以上を占めているということで、そのほとんどは受け子等の末端の被疑者ということであります。まだまだ闇バイトによって犯罪に加担している者も多くいるということで、北九州市としても引き続き、若者が闇バイトによる犯

罪に加担しないように取組を継続したいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長　防犯灯の主な設置箇所についてお答えします。

行政評価にある防犯灯設置事業は、市が管理する防犯灯の設置、更新に関するもので、今、市内に大体１万5,000灯ほどございます。この市の管理の防犯灯については、市内に点在して対応しているので、なかなかどこの場所というのは具体的に申し上げるのは難しいんですが、例えば自治会でなかなかつけるのが難しい通学路であったりとか、あとは民家が少ないけれども人通りが多かったりとか、あとは犯罪が過去に起こった実績があったりというところで、自治会ではつけないけども防犯灯をつける必要性があるところに設置しております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）答弁ありがとうございます。

まず、シティプロモーションから行きます。市民が行政評価に係る市民アンケートに答えて、今回、評価指標が出ていると思います。市民の皆さんは、市が発信している情報、特にどういったものから得ていると、市民が得ていると考えられていますでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　市のアンケートによりますと、市政情報の入手経路ということで、市民の方は一番が市政だよりで最も多く、そのあとテレビや新聞、それから、ホームページ、ＳＮＳなどの順で市民の方は情報を入手していると把握をしております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）ありがとうございます。この行政評価の指標で言うと、これは令和６年、行政評価のときの指標なんですけど、北九州市が好きだと答えた市民の割合が87％ですかね。基準年度が令和５年の87％で、目標値が90％で、実績値が85.2％ということで、基準年を下回ったということなんです。行政評価に係る市民アンケートという資料を基にこの指標が設定されていると思うんですけど、定められた成果指標に対して、成果としては未達成だったんですけども、評価としてはおおむね順調という結果でした。何で指標に対して結果が伴っていない状況でおおむね順調と言えるのか教えていただければと、その状況での反省点があって、どう改善されてなされようとしているのか、教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　行政評価に対して数値が未達成の中での順調ということですけれども、数値としては目標値に対しての大幅な下回りではないと理解しておりますので、おおむね順調ではないかと認識をしております。それから、別のアンケートなんですけれども、市民意識調査で、市民の方がメディアやＳＮＳで北九州市の明るい話題をよく見るようになったという回答が上位に来ているアンケート結果もございました。シティプロモーション、それから、市民のシビ

ックプライドの醸成はなかなか１つの指標では表しづらいところはあるかと思いますけれども、そういう明るい情報を見るようになったとか、それから、誇りを持てるようになったとか、そういう情報なども総合的に判断しながら、行政評価の指標も見据えて、今後もシティプロモーションのアプローチを進めていきたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）分かりました。行政評価の話なんですけど、これはほかの局でも話をしたんですが、１つの指標を基にすると、１つに対して１つの事業となってくると、やっぱり多少なりずれがあると思うんですね。今みたいにほかの指標、ほかのアンケートとかを使っているとおおむねいい評価が出ていますって話をなさるのであれば、じゃあ行政評価って何なのという話に多分なると思うんですよ。ですので、今の行政評価の仕組みが、指標の数を増やすとかやっていかないと、正しい事業の効果とかが見えにくいのではないかなと思っています。とりわけこの事業で言うと、北九州市が好きだと答えた人の割合は減っているんですよね。減っているけどもおおむね順調って話になってくると、野球で言うと、打率の目標があるのに、打率は達成していないけど１回もエラーしていないから順調ですみたいな話を言っているようなもんで、野球はうまくなったかもしれないけど、いや、定めた目標に届いていませんよねという話になってくるとか、シビックプライドの醸成にも貢献しているという誇りや自信を感じると回答した人の割合は増加していますみたいな話になってくると、じゃあ何でそれをそもそも指標に定めないんですかって話に当然なってくるので、やっぱり行政評価って我々が、行政がやっている事業を評価するときにすごく重要になるんですよね。それが、そもそもその事業に対する評価指標の設定が違っていたりずれていたりすると、その事業がどの程度進捗しているのかとか、順調なのかとかということもなかなか判断しづらいと思います。その事業そのものの内容についてもやっぱりこれでいいのかという話もなかなかそこまで及ばないという可能性がありますので、局としてもそうなんですが、ぜひ行政評価の指標の在り方を検討していただければなと思います。ここは以上としておきます。

先ほどの総務市民局の行政評価の取組結果で、同じく闇バイトの話にもなるんですけども、こっちも結局闇バイトの数は把握されていないというお話でした。なので、ここも、行政評価として言いたいのが、１つの施策の中に事業が２つありまして、その両方ともに同じ成果指標を用いているんですね。１つは暴力追放推進支援事業で、暴追対策に対して評価した市民の割合、同じく若者の犯罪行為への加担防止啓発事業ということで、今言った闇バイトのことについてなんですが、同じ成果指標を使っているんですね。今御答弁いただいたように、闇バイトの応募者の数は県全体でも出ているということだと思います。せめてそういうものもその指標の中に入れていくとか、北九州市でデータがないかもしれないですけど、そっちよりも、今北九州市で設定されている成果指標よりも、指標としてはまだ受け子の話、県全体の話とかのほ

うがまだ近いと思うんですよ。市民が暴力団の暴追対策に対して評価したという話と闇バイトの話はちょっと遠い指標ではないかなと感じていますし、または暴力追放推進支援事業がたくさん効果を上げたことによって､市民が暴追対策に対してよくやっているなと回答したことと、闇バイトの政策、事業がうまくいったから、市民が暴追対策に対してうまくいっているなと回答したのかって、これはちょっと分からなくなりますよね。どっちがうまくいっているのかということもありますので、やっぱり行政評価の指標は複数設定するか、同じようになるべくより施策､政策に近いものに設定していただくのがやっぱりいいんじゃないかなと思っています。

それから、先ほど防犯灯の話も伺ったんですが、１万5,000灯で、自治会とかと話し合いをしながらということなんですが、つまりは住宅地周辺とか、防犯カメラは主要駅前なんですが、防犯灯に関してはより住まいに近いところに設置をしていくと受け止めていいんですよね。

○主査（小金丸かずよし君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長　駅周辺であっても必ずしもつけないことはありませんが、地域の要望はどうしても住宅街とか暗いところが多くなってきますので、そちらがメインになっているということはあります。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）ありがとうございます。これも結局同じ話なんですよ。それぞれの成果指標が刑法犯認知件数なんですね。片一方が防犯カメラは駅周辺に設置されていますよと。もう片方が主に住宅地近くに設置される防犯灯。それぞれの成果指標が刑法犯認知件数とされるなら、極端な話、駅周辺に防犯カメラをつけたことによって大幅に窃盗とか自転車盗が減りましたよという話かもしれないけど、じゃあ、住宅地は防犯灯をつけたけどひったくりが増えたとかということが仮にあったとして、でも、数としたら駅前のほうが大きく減ったから全体として数が減りましたとなると、ここに表示される刑法犯認知件数は減少と表示をされて、おおむねうまくいっていますとなる可能性があるんですね。じゃあ、防犯灯もこれからもやっていきましょうということになりかねないので、難しいかもしれませんけど、例えば窃盗が多いとか、痴漢が多いとか、そういったものの駅前で起きた事象と、それ以外のエリアで起きた事象の数みたいなものをしっかり出した上で経年で取っていかないと、事業それぞれがうまくいったかどうかは、なかなか分かりづらいんじゃないかなと思います。刑法犯認知件数と言ってしまったら、例えばさっき言った闇バイトもそうだけど、詐欺とかも含まれていますから、詐欺の増減でもまたこの数字は見え方としては変わってくることになりますので、数値として設定できるんであれば、県警の皆さんと協力しながら、なるべく細かな数値を設定していただくほうがいいのではないかと思います。

ということで行政評価の話になりますが、それを通じて事業が見えてくるし、その課題であったり対策につながってくる話になりますので、これはあくまでも一例として取り上げさせて

もらいましたが、全般的に行政評価についてはそのような対応というか、考えていただければなということをお願いしまして、意見として終わります。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）質疑を続けます。公明党、廣田委員。12時まで残り５分となりますので、質疑を終えて休憩としたいと思います。

○委員（廣田信也君）よろしくお願いいたします。私から、総務市民局所管で２点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

１点目が門司港地域複合公共施設の事業について、今いろいろ建設等進んでいるかと思うんですけれども、建設の進捗状況とかをまず教えていただければと思います。

２点目が、市民課等関連業務事業についてお伺いいたします。

これも拡充ということでいろいろ動かれていらっしゃるかと思うんですが、今回、民間委託の契約を行うところで経費削減等の目的があると伺っておりますが、どれぐらいの経費削減を予定されているのかを教えてください。よろしくお願いします。

○主査（小金丸かずよし君）続けます。区政推進課長。

○区政推進課長　門司港地域複合公共施設及び市民課等関連業務についてお答えいたします。

門司港地域の複合公共施設について、工事の所管は都市戦略局になりますが、令和７年９月議会で建築、電気、機械工事の契約議案を御承認いただき、令和７年10月から現地で工事に着手しております。建築本体工事のしゅん工は令和10年３月末の予定でございまして、工事は順調に進んでいるものと聞いております。

続きまして、市民課等関連業務について、民間委託による効果についてお答えいたします。

本市では、簡素で効率的な行財政システムの再構築のため、市民課業務のうち、民間の専門技術、技能等を活用することにより、事務の効率化を図れるものについて委託化を行っております。こちらの事業、平成12年度から委託化を進めておりまして、令和８年度予算におきましては、市民課等関連業務の委託契約を統合、整理し、現行ベースで17人工を圧縮する予定でございます。これにより約4,700万円の経費節減を見込んでおります。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）廣田委員。

○委員（廣田信也君）時間まで、途中までになると思いますが、よろしくお願いします。

まず、最初に伝え忘れていましたが、所管の範囲内での御回答で構いませんということでお伝えさせていただきます。今のところ、工事は順調ということで安心をいたしました。また、それでお尋ねしたかったのが、複合公共施設の建設に当たって、既存の設備を集約していくかと思います。これも所管の範囲内で構わないんですが、市民会館は他所管だと思うんで、生涯学習センターとか、区役所とかの空き地ができるかと思いますが、この活用は何か考えていらっしゃるのかをお伺いします。

○主査（小金丸かずよし君）すみません。ここで、12時になりましたので、しばらく休憩とし

たいと思います。再開は午後１時といたします。

（休憩・再開）

○主査（小金丸かずよし君）時間となりましたので再開いたします。休憩前に引き続き質疑を行います。答弁からでよろしいでしょうか。お願いいたします。区政推進課長。

○区政推進課長　門司区役所の跡地利用につき答弁申し上げます。

跡地利用につきましても、所管は都市戦略局でございます。門司港地域モデルプロジェクト関連施設の集約、移転後の跡地利用などの全体的な計画については、公共施設マネジメント実行計画に基づき、民間売却を基本に利活用を検討しております。現門司区役所庁舎につきましては、国登録有形文化財として登録されていることから、民間活力の導入を視野に、門司港レトロ地区の活性化に資する利活用を検討していきたいと聞いております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）廣田委員。

○委員（廣田信也君）ありがとうございました。ほかの所管ということで承知しました。ただ、総務市民局として意見的なところとかもお出しできる立場にあるかと思いますので、お伝えしたかったのが、今の古い施設、例えば小学校とか、これも他所管になるんですけども、その活用とかについても、市の中で１回確認を取るけど、どこも使わなかった、公募に出したけどなかなか声がかからないという声とか結構聞くもので、そういった今まで使った土地とかを使いたい人が本当に有効活用できるように、事前にいろいろな情報収集等を各所でしていただけたらなという思いでお伝えさせていただきましたので、これは意見とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

市民課等関連事業の件、令和８年度で4,700万円の削減ということで承知いたしました。あとは、受付に人がたくさんいらっしゃっているのをよく目にして、安心して頼もしいなと思う気持ちがある一方で、一部の声ではあるんですけども、来る方待ちで何人も、３人から４人ぐらいとかずっと立って待っているような状態とかもお見かけするという声も聞こえてきているので、これは委託の契約かとは思うんですけれども、契約の段階の話にはなるかと思うんですが、そういったところで経費削減とか効率的な活用をしていっていただきたいなと思いまして、お伝えさせていただきます。これも意見とさせていただきます。私からは以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）続けます。冨士川委員。

○委員（冨士川厚子君）よろしくお願いします。

まず、総務市民局にお伺いします。

今回、新規と拡充で客引き行為についてあります、新たな取組、800万円で実証実験を、ＡＩ防犯カメラを設置し、音声で注意喚起を行うということですが、どのようなことを行うのか教えてください。私も、以前どこかの都市で客引き行為は何とかですとかと夜に声が聞こえたところもあった記憶があるんですけど、そういうことなのか、本当に客引きしている人にＡＩカ

メラで誰かがやめてくださいとか言う注意喚起なのか､よく分かりませんので教えてください。

あと､適正化に関する条例推進の事業ということで､勧告や命令等を行うと書いていました。これ以上のペナルティーはあるのか、また、雇っているお店にも何かしらの勧告等はするのか教えてください。

あと、市の職員のハラスメント対策について、特に窓口とか電話等で市民にいろいろ暴言を言われたり、ある都市は裁判になったりとか、結構今そういう問題が、ＳＮＳで一方的に書き込まれるということもあるかと思いますが、件数等を把握されていたら教えていただきたいですし、何かしらの対策を行っているようでしたら、それも併せてお願いいたします。

もう一点がよやっQ北九州ですかね、４月から予約ができるようになって、７月から市民センターでも運用が始まるかと思います。全てがデジタル予約になるのかと思いますが、デジタルディバイドと言われる方が利用者には多くいらっしゃると思いますし、ソフトバンクとかが対応するとは書いていますけど、実際市民センターで困ったことがあったらセンターの職員の方が全てフォローされるとなると､最初のところは結構大きな負担になるのかなと思いますが、どのように考えられているのか教えてください。

あと、市議会事務局に２点お伺いします。

市歌斉唱が再開されまして、今年度、４団体に参加いただきました。そのうち２団体は小学生など児童が参加されましたが、特に子供たちに関して、公明党も日明小学校の合唱クラブをお招きしましたが、やはり交通費の支給が何かしら予算を組むことができないのか、これも１つの主権者教育であると思いますので、そこについて見解が、議運なのか、すみません、分かりませんけど、見解がありましたら教えていただけたらと思います。

また、行政視察を受け入れる際に、私たちも他都市で行政視察に行く際にうちの都市に泊まってくださいとか、様々条件を言われることがありますが、北九州市もそのようなことを言っているのか、また、北九州空港を利用して、今羽田便しかありませんので東京より北になると思いますが、北九州空港の利用や宿泊、そしてまた、今特急もアクセスできていますが、そういうことを使ってくださいなどお伝えしているのか教えてください。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　客引きについての質問に対して回答させていただきます。

まず、客引きのＡＩ防犯カメラですけれども、この導入の背景としましては、客引き行為等の適正化に関する条例を施行して以降、客引き行為の数自体は減少しておりますけれども、まだ悪質で迷惑な客引き行為は残っているところでございます。その客引きも、巡視員がいる場所を避けたり、いないときを見計らって客引き行為を行っているという現状で、人的資源には限りもありますので、巡視員による巡視取締りに加えまして、ＡＩ防犯カメラの活用を検討するものでございます。具体的には、ＡＩ防犯カメラで客引き行為を検知しまして音声により警

告を行うこと、それから、検知した発生場所を巡視員に通知することで効率的な巡視、取締りにつなげていきたいと考えております。さらに、通行人に対しましても、客引きを利用しないように呼びかける広報啓発を行っていきたいと考えております。

今回何を実証実験するかというと、この多くの通行人の中から客引き行為者の特徴、動きですとかを学習させまして、客引き行為者を正確に検知できるかどうかを検証したいと思っております。過去に福岡市さんが令和２年度にやられておりますけれども、なかなか検知が難しくて運用には至らなかったと聞いております。ただ、近年ＡＩ技術も急速に進展しておりますので、本市としてもこの機に実証実験に取り組みたいと考えているものでございます。

それから、２点目、過料を今取っておりますけれども、これ以上のペナルティーがあるのかというところですけども、何回も繰り返す者については、さらに過料を取る、それから、ホームページ等で氏名等を公表するということを行っております。

それから、３点目で店舗へのペナルティーはあるのかということでしたけれども、店舗に対しましても、客引き行為者を利用した店舗に対しては、ペナルティー、過料を取っておりますし、ホームページ等でも店舗名を公表しておるところでございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）市議会事務局総務課長。

○市議会事務局総務課長　すみません。順番が前後しますけど、先ほどの市歌のときの交通費につきましては、多分議運で御協議いただくのかなと思いますので、協議事項という仕組みがありますので、そういったところで御提案いただいて、御議論いただくのかなと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　職員のカスハラの件数とその対策についてお答えいたします。

カスハラの件数につきましては、統計などはございませんが、令和６年度に小倉南区役所の職員437人を対象に実施したアンケート調査によりますと､職場でカスハラ行為またはそれに類する行為を受けたことがあると答えた方が回答者98人のうち85人、同じ職場の人が受けたのを見たことがある人を合わせると93名に上っております。こちらが回答者の94％となっております。このことからも、相当数の職員がカスハラ行為を実際に受けたことがあるものと考えております。

これを受けまして、令和７年２月に職員のカスタマーハラスメント対策ガイドライン、職員が安全・安心に働く環境を構築し、良質な市民サービスを提供することを目的に策定したところでございます。また、令和７年３月には、区役所、出張所の57部署に録音機能付電話166台を導入いたしました。録音機能付電話に接続する際は音声案内を流しており、市民の方に向けてホームページでもお知らせしているところでございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　オンライン予約システムについてお答えいたします。ＤＸ・ＡＩ戦略室が主体となって進めさせていただいているものではございますけれども、我々も一緒にやらせていただいております。特に市民センターのことについて答えさせていただければと思っております。

開発に当たっては、やはり現場の声、職員さんの負担のお話もございましたけれども、使いやすいシステムにするということで、これまで３回ほど勉強会のようなものを、館長さんに入っていただいたり、区の職員さんに入っていただいたりということで開発の段階からの携わっていただいております。今年７月スタートを予定しておりますけれども、館長さんでありますとかまちづくり協議会の職員さんの全体の説明会を３月23日に予定させていただいております。そういった研修会でも丁寧に説明させていただきたいと思いますし、まだスタートまで数か月ありますので、４月以降も、例えば区の単位で館長さんでありますとか職員さん向けの研修も丁寧にやらせていただいて、安心してオンライン予約システムのスタートを切れるように頑張らせていただきたいと思っております。以上になります。

○主査（小金丸かずよし君）政策調査課長。

○政策調査課長　行政視察のお尋ねでございます。

毎年度、事務局が窓口となりまして、都道府県や市町村議会の議員の方の視察を受け入れております。この受入れの期間は、定例会の会期中は除いておりますが、それ以外の時期につきましては行政視察を受け入れているところでございます。今年度、令和８年２月時点でございますけれども、実績といたしまして167件、961名の議員の方をお迎えしております。

あと、空港利用や特急利用のインセンティブのお話であったかと思いますけれども、これについては、受入れの際に特にこれを使ってくださいとかそういったことはしておりませんが、本市に宿泊していただける方につきましては視察の申込みの開始の期日を変えておりまして、泊まっていただけない方は１か月前、泊まっていただける方は３か月前というインセンティブを設けております。そういったこともございまして、先ほど申し上げた167件、961人のうち、宿泊を伴って来ていただいた方が127件、76％、あと、人数も743名、77％の方にお越しいただいております。こういったことは、市のにぎわいづくりの一助となっていると思っております。

○主査（小金丸かずよし君）冨士川委員。

○委員（冨士川厚子君）ありがとうございました。

まず、客引きですね。ペナルティーもある、過料もあるということで承知しました。私も、頻繁に飲みに行かれる方はもう客引きがしつこいなとか、これはよくないなって思うけど、例えば学校のお母さんたちとこの前飲み会があって、街に出たら客引きの方に声をかけられたんですね。私とかはもう無視しとけばいいやと思うけど、お母さんたちってもうその人たちと話し始めるんですね。どこが安いんですかとか、次どこ行こうと思っていましたとかと言って。

その人たちの前でやめたらって言えないし、客引きという認識がない人たちはそれで本当に飲み屋さんに行くのかなとも思いましたし、その後、客引きしている人たちのその仕事料というのはどっから出ているのかっていう話とかも聞いたけど、別にそれでぼったくられることはないみたいな話も聞きましたし、やはり客引きという認識に温度差が結構ある。特に女性とか日頃飲みに行かない人たちにとっては何が悪いのみたいな感じだったので、そういう考えもあるなって私自身も思いましたんで、そうやって音声とかであると、こういうのってあまりよくないんだって、お昼に歩いていても何かしら分かるのかなと思いますし、何かしらのペナルティーを取っても減らない理由、減ってはいるけどなくならないのはなぜだと考えられますか。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　聞いたところによりますと、自分が連れて来たお客様の会計の経費に何％でマージンがかかって、それが自分の実入りになると聞いておりますので、やはりいまだに利用される方が多いので客引きがなくならないと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）冨士川委員。

○委員（冨士川厚子君）私も、結構これ利用する人は多いかもしれないなってそのお母さんたちの姿を見て思ったのが実際でありますので、やはり何かしら啓発ももうちょっと力を入れてやっていただきたいなと思いました。要望といたします。

市の職員のハラスメントについて、アンケートを取って94％っていうのは結構というかかなり大きな数字であるんじゃないかなと思います。そういうのがストレスになって休職になったりとか心身に影響を来すこともあるかと思います。電話166台に音声案内をつけたということですけど、とても足りている数字だとは思わないんですが、企業も品質向上のため録音させていただきますということがお客様相談窓口に電話すると今必ずありますし、ドライブレコーダーでも今事件、事故などが事実としてちゃんと証拠となって残る部分もありますし、また、例えば窓口で何か嫌なことがあったら、例えば議員に窓口で言われたとか言う方もいらっしゃって、私たちも言われたらそのとおり伝えるけど、でも、実際本当にそうだったか、ただその人の捉え方の問題も結構あるかと思うし、それを私たちが言ったことでまたその方が二重にして怒られるっていうか注意を受けるっていうのもちょっと違うんじゃないかなって、本当に働きやすい環境っていうのは率先してつくっていくべきものだと思いますので、録音をしないにしても録音していますって言うとか、例えば窓口でもボイスレコーダー、業務に支障がありましたら御迷惑おかけしますみたいな感じでやっている先進的な都市とかってないんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　窓口の対応につきまして、ボイスレコーダーを取っているような市町村があるかというようなお問合せでございます。

現在私どもが把握している限りでは、窓口のやり取りについて積極的にボイスレコーダーを

導入しているというところは、ちょっと不勉強で把握しておりません。窓口のやり取りはプライバシーに関するような事例もございます。導入については、効果とそのプライバシーの尊重といった両面を見極めまして考えていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）冨士川委員。

○委員（冨士川厚子君）確かにプライバシーに関わることが多いと思いますけど、例えば後ろにいる上司の方がこれはおかしいなって分かったらすぐに間に入っていただくとか、窓口の方が独りで嫌な思いをしない体制をしっかりつくっていっていただきたいと要望いたします。

予約に関しては、すみません。市民センターに関してだったら質問していいですか。例えばＡ市民センターに団体として今までは登録して卓球しますとか、クラブ活動して減免措置を受けられるんですけど、今回このデジタルになることでＩＤを各団体につけられると思うんですけど、これは市全体に共通するＩＤなのかと、例えば共通するのであれば、ほかの校区、隣の校区で、例えばＡのいつも使っているところが工事だったりとかすると隣の校区の市民センターを使うとかといった場合、同じように減免を受けられるのかとか、何か大会があったらもうちょっと練習を増やしたいからといろんなところを使う方もいらっしゃるかと思いますけど、そういうのもちゃんと対応できているのか、教えていただけたらなと思います。

○主査（小金丸かずよし君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　利用者ＩＤについてですけれども、システムで共通のＩＤと聞いております。ですので、我々市民センターだけではなくて、スポーツ施設とかそういうのも含めて共通のＩＤを付番される考え方になると聞いております。

あと、減免の話が少しありました。減免は、使用時に館長でありますとか、その市民センターが減免の条件に合うかどうかを予約ごとに判断して減免をさせていただいています。その考え方はシステムが入っても変わりませんので、先ほど例えばということでクラブ活動のお話がありました。クラブ活動は、その市民センター限定でのクラブ活動が今の認定の条件になっています。ですので、Ａ市民センターでクラブ登録された場合に、それはＡ市民センター限定のクラブ登録になりますので、例えば隣のＢで練習をされる場合、そのときにクラブ活動として減免できるかどうかは、例えば工事でどうしても使えないとかそういった条件であれば恐らく減免の調整ができると思いますけれども、一般的には減免に当たらない場合がひょっとしたら多いのかもしれないです。練習で使われる場合、よく文化祭のときとか発表の前にクラブ登録で利用予定されている以外に練習をされたいとほかの市民センターを使われる場合っては、会議室ですと１時間80円とか料金を払って使っていただいていることが多いとは聞いておりますので、使用の条件としては、オンラインが入っても今までどおりのルールでやらせていただきたいと考えております。以上になります。

○主査（小金丸かずよし君）冨士川委員。

○委員（冨士川厚子君）ＩＤは全部に使えるけど、減免はもうその市民センターだけという認識ですよね。すみません。

○主査（小金丸かずよし君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　すみません。説明がちょっと分かりにくかったです。減免はそれぞれの使用用途で判断をいたしますので、例えばまちづくり協議会の活動で使われる場合は減免になったりします。ですので、何にお使いになるのか、何を目的に使われるかで減免になりますので、先ほどクラブ登録はクラブ、その市民センター限定縛りのルールですのでそういう説明をさせていただきましたけれども、一般論で言いますと、使用用途で減免するかしないかはそれぞれその都度、館で判断をさせていただくということになります。

○主査（小金丸かずよし君）冨士川委員。

○委員（冨士川厚子君）クラブですね。私も御相談いただいたのは、クラブで今までそうやってできていた、紙だったら隣のところに行っても融通が利いていたけど、多分もうこれになったらできないんだろうなという話もされていましたんで、多分こういうイレギュラーな対応が結構市民センターの方とか利用者にとって大きい問題じゃないかなと思いますんで、今度23日ですかね、説明会のときにもしっかり丁寧に説明いただけたらなと要望いたします。

市歌斉唱の件は承知しました。すみません。

行政視察も多くの方が北九州市に泊まっていただいているということで、びっくりしたのとすごいなと、そういうインセンティブを与えているのは、あまりほかの都市では聞かないような気がするんですけど、いいことだなと思います。これからも関東圏とかいらっしゃったら、ぜひ福岡空港ではなく北九州空港の利用促進に、また、せっかく特別委員会もございますので、御協力いただけたらということを要望して終わります。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　先ほど答弁において、他の先進都市でＩＣレコーダーによる窓口の録音機能をつけている自治体を承知しないと申し上げたんですが、京都市でカスタマーハラスメント対策としてＩＣレコーダーを導入をしている事例がございました。大変失礼いたしました。

○主査（小金丸かずよし君）では、続けます。渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）よろしくお願いいたします。私から総務市民局に数点お聞きします。

まず、新規の地域のチカラつなぐ事業において、地域情報のデジタル化、回覧板情報のデジタル化やＬＩＮＥ活用と書いているんですけれど、これ以前から進めていると思うんですけれども、今どれぐらいの地域で実施できているのか、また、今年度どのように進めていくのか教えていただきたいと思います。

それと次の現場主導・課題即応型地域・人づくり支援事業なんですけれども、今回、地域づくりや人づくりに関する複数の事業を一本化して、区役所が予算を配分できる体制を構築する

とのことなんですけれども、これ具体的に区役所が地域の課題に応じて予算を流用、配分する際に、本庁の協議や承認は不要となるのか、具体的にどのような形で進めていくのか教えてください。

３点目が新規の次の10年・地域づくり先行モデルプロジェクトなんですけれども、本事業で掲げている事務負担の見える化、最適化とは具体的にどのような作業を対象としているのか教えてください。

最後に行政委員会事務局なんですけれども、先般の衆議院選挙において、多くの地域の住民の方が立会人等で協力していただいたんですけれども、選挙が冬場、投票日当日は極寒のときであったんですけれど、その中で体育館の投票所を利用した方から、入り口と出口がもう開けっ放しで風が吹き抜けて、暖房器具もあったんですけれども、全然その前しか効かなくて、寒くて体調を崩したというお話も聞かさせていただきました。市において、そういった苛酷な時期においての投票所の環境実態をどのように把握しているのか、また、そういった従事者の方の健康維持に対する認識をどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　３つの事業についてお尋ねを頂戴しました。それについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、１点目、地域のチカラつなぐ事業に関してでございます。これまで自治会のデジタルであるとかＬＩＮＥの活用をどれぐらいされているかでございます。

こちらは、例えばＬＩＮＥの公式アカウントを自治会の形でつくるものに対して我々が支援するという取組を、例えば令和６年度に関しては２件やってきております。ただ、全体については、各自治会で独自に進められているものもございますので、全体の数としては現状把握してございません。これまでは、例えば先ほど申し上げたＬＩＮＥの公式アカウントで団体内の情報伝達のスムーズなやり方をどちらかというとアシストするという方向性で行ってまいりました。ただ、今回、この地域のチカラつなぐ事業で令和８年度新たに取り組もうとしておりますことは、市の公式ＬＩＮＥ等々との連携を活用しまして、ＬＩＮＥを使って、例えば自治会の取組でございますとか市民センターで行われていることを幅広く、自治会に入っている、入っていない、あるいはまち協に入っている、入っていないにかかわらず、近隣の方に幅広く届ける仕組みができないかを意識しております。市の公式ＬＩＮＥでも現状10万人近くの登録があると伺っており、登録されている方にはお近くの市民センターを登録機能もございますので、例えば登録していただいた方にその市民センターで行われるイベントの情報が配信されるといった形で、幅広く地域の取組がいろんな方にデジタルの力を使って伝わることにチャレンジをしたいというのが令和８年度の取組でございます。

それから、２点目、現場主導・課題即応型地域・人づくり支援事業についてでございます。

こちらは、委員に御案内いただきましたとおり、これまで様々な補助金がございましたけれども、それを一本化して、区が主導する形で地域に合った形での支援を考えていく趣旨のものでございます。こちらは、当然いろんなことで区と本庁で協議はしてまいりますけれども、基本的には区が主導して、どういった形でどのように支援をするかということは区で決定をなされるものでございます。

それから、３点目の次の10年・地域づくり先行モデルプロジェクト事業についてでございます。事務負担の見える化、最適化、具体的にはどのようなものかということでございます。

こちらは、地域づくり先行モデルプロジェクトという中で取組をしようとするものは大きく言えば２つあろうかと思います。今までの事務負担を軽減したり、やり方を見直していくものと、新たに次の10年を見据えて新しいことに踏み出していくというこの２つがあろうかと思います。特に今までされてきたこと、例えば会議の開催方法でございますとか役割の分担の話、団体ごとの分担の話でございますとか、そうしたところを事務負担の見える化、最適化を地域と行政が一緒になって考えていくことを想定してございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）選挙課長。

○選挙課長　冬場とか夏、投票所の環境が悪い中、そこで働く事務従事者もしくは立会人の方々の健康問題にどう対応していくのかという御質問をいただきました。

今市内で238か所投票所がございまして、そのうち学校の体育館もしくは、空調の効いたところもあるんですけれど、学校を利用しているのが大体100か所ぐらいございます。ただ、基本的には従前から、体育館だったところを空調設備のある市民センターにどんどん替えてきております。今も常にそういったところがないか、空調設備があるところにできるだけ変更したいと我々も思っていますし、各区の選挙管理委員会もいろいろ探しておりまして、教育委員会にもいろいろ御協力いただいているところでございますけれども、今のところ市民センターに替えられたのが86館、今、86館の市民センターを利用させていただいております。これは今おっしゃっていただいた冬場だけではなくて、夏、非常に暑い時期に参議院選挙とかありますので、そういった場合、スポットクーラーとかで体育館等については対応させて、どうしてもほかのところが見つからない場合、学校の中でもランチルームとか空調設備があるところがございますので、そういったところに変更できるのであれば、今変更しているところでございます。そこで働く立会人の皆さん、それから、民間従事者の皆さん、それから、市の職員、健康については非常に大事なことだと我々は認識しておりますので、今後もできる限り、そこで働く方々が快適に過ごせる工夫をしていきたいと思っています。

○主査（小金丸かずよし君）渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）ありがとうございます。

最初の地域のチカラつなぐ事業なんですけれども、自治会、町内会関係なくして地域全体で、

住まれている方全体にということで、これはじゃあ自治会とか町内会とかの連携といいますか、市民センターだけじゃなくて、地域の町内会の行事とか、イベントとか、そういった絡みはどうなるんでしょうか、配信されるんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　令和８年度にＬＩＮＥによる仕組みができた際には、幅広くぜひ使っていただけるようにと思っております。もちろん行事の内容によるところ、内部会議みたいなものをどうするかというのはあるかもしれませんけれども、皆様に御参加いただけるような自治会のやっていることを知っていただけるような形でのイベントであれば、つくったものに載せて配信できるような形を目指してまいりたいと思っております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）校区の連合会長さんによって、デジタルに疎いというか、なかなかなじみのない連合会長さんのところの校区に関しては、町内会の中でやる気のある御年配の町内会長さんであったり、また、若手が少しいるようなところを活用できるような町内会であるところは、やりたいんですけどもやり方が分からなくて、でも、自治連合会長さんが自分のところでストップしていて、なかなかその細かい情報が町内会まで行っていない地域もあると思うんですよね。すみません、手前みそなんですけど、私は町内副会長をしていまして、独自でＬＩＮＥチャットを使って町内会の中のいろいろな情報を配信する動きを進めさせていただいて、これ自治連合会の動きとは別にやり出したんですね。そういった若手がいるところに関しては独自でできると思うんですけれども、そういったやりたくてもやれないところの細かいところに手を差し伸べる動きは市はどう考えているのか教えていただきたいと思います。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　やりたくても課題があるといいますか、なかなか一歩を踏み出しにくいという状況は、様々な自治会であろうかと思います。私も今回、この地域のチカラつなぐ事業のほかにも、例えばまちづくり専門家派遣事業ということで、ＮＰＯの方でデジタルに関して通じていらっしゃる方を専門家として派遣させていただいて、皆様で勉強会を開催していただいたりワークショップを開催していただいたりということに対して支援するものも持っておりますので、またもしそういった方々がいらっしゃればぜひ御相談いただければと考えております。

○主査（小金丸かずよし君）渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）ありがとうございます。ＬＩＮＥチャットを活用していろんな地域の情報を流すと、すごく感謝の声を聞くんですけれども、なかなかそのＬＩＮＥチャットをスタートしても、それに登録してくれる方を増やしていくのがすごく大変で、次なる課題も生まれてくるんですけれども、そういったまずはスタートできる地域を市が先行して、主導でどんどん広げていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次の現場主導の分なんですけれども、これは区が主導となると、特定の地域の偏りや区ごとの支援格差につながらないか懸念されるんですけど、その点はどうでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　現在、これまでこの現場主導・課題即応型地域・人づくり支援事業は、先ほど申し上げましたこれまで実施してきた補助メニューでございますとか支援策といったものを一体にまとめて、各区のバランスを見ながら配分しているものでございます。その枠の中で区が検討しまして、またどういったことができるかを検討しておりますので、区のバランスを私どもでも少し考慮して設定をさせていただいております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）分かりました。各地域によってコミュニティーの場を広げていくためにいろいろアイデア等を出している地域はあるんですけれども、それに対して費用がかかってくるんですよね。でも、それを地域総括補助金のどれを使っていこうかとか、いや、それでももう住んでいる住民全体になると、まちづくり協議会の上での取組になると、なかなか予算の出どころが少なくてどうしようかと悩まれているまちづくり協議会の会長さん、また、市民センターの館長さん等はいらっしゃるんですけれども、そういった細かいというかいろいろな縛りが取っ払われた、地域のコミュニティーを醸成していく上で、多少なりともリスクがあったとしてもそこにチャレンジしていくというようなところに補助金をしっかりとつけていただければなと思いますので、各区において各地域が率先してこれをやりたいということに対して積極的に支援をしていただけるように要望させていただきたいと思います。

それと次の10年・地域づくり先行モデルプロジェクトなんですけれども、これはモデル地域において地域の特性を持つモデル地域を選考しているんですけれども、これはどういうふうな形でモデル地域を決めて進めていくんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　モデル地域の選定につきましては、これから決定をしてまいります。また、市内の複数の校区ないしは中学校区を単位として選定することを現状でイメージしております。具体的な選定の方法につきましては今後決定してまいりますが、考え方といたしましては、この10年先を見据えたモデル、課題解決のモデルをつくり出していくと考えております。ですので、その課題解決のモデルをよく検証しながらにはなりますけれども、横展開をし、行く行くは全市的に広げていくことを見据えた形にしてまいりたいと思っております。モデルを選定する上では、例えば同じようなといいますか、似たような課題の校区というよりは、例えば高齢化が進んでいる地域でございますとか、あるいは子育て世代が非常に多い地域、あるいは立地として例えば商業地とか観光地に近い地域といったような地域特性が少し異なるようなパターンを選定して進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）意欲の高い地域というか、地域力の強い地域でモデル地域をつくるだけじゃなくて、逆に言えば課題が多くて人がいない地域、そういった地域を本当に克服していくというか盛り上げていくためのモデル地域みたいなそういった地域も含めながら、いろんな地域の特色を、先ほど地域振興課長からもお話があったとおり、いろんなモデルを想定したモデル地域、その次の10年につながる大事な主要事業だと思いますので、しっかり進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後に、選挙環境など分かりました。逆に小・中学校のエアコンがついている特別教室とか教室の利活用についてはどうでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）選挙課長。

○選挙課長　今、学校で空調とかが入っているランチルームであったり特別教室であるとか、そこが例えば１階にあるということで、しかも学校側のオーケーをもらえればどんどん替えている状況でございますけど、結構２階にあったり３階にあったりしておりますので、そういったところは、体の不自由な方をエレベーターのないところで階段を上っていただくのもなかなか大変ですので、できるだけそういった条件を見ながら進めている状況でございます。

○主査（小金丸かずよし君）渡辺委員。

○委員（渡辺修一君）本当に地域の心ある方が立会人等で従事していただいているんですけれども、その方々が従事したことによって体調を悪くする、もちろん高齢の方も多いんで、そういった健康管理の部分も含めて、この選挙の投票所の体制というか管理についてはよくよく検討しながら、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○主査（小金丸かずよし君）続けます。村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）お願いします。

まず初めにおくやみコーナーについてお伺いをしたいんですけれども。平成30年に提案してからおくやみコーナーを設定していただいたんですけど、その後も何度かまた新たな提案をさせていただいて、おくやみ窓口案内コーナーになっていませんかとかそういう質問をさせていただいて、できればワンストップということでお願いもさせてもらいました。昨年９月に会派の木畑議員からやっぱりワンストップ化を進めてほしいという要望に対して、局長から、区役所の窓口ＤＸの取組の一環としておくやみコーナーのワンストップ化を掲げて、実現に向けて検討を進めていると。できる限り早い段階でモデル実証を開始し、令和８年度には全区役所でワンストップ化を実現できるよう進めていくとたしか答弁をいただいているんですけども、その後のおくやみコーナーワンストップ化についての検討状況というかモデル実証の実施状況など、進捗状況をお聞かせいただければと思います。

それから、次が、私も地域のチカラつなぐ事業で、ＬＩＮＥじゃなくてタイムバンクをお伺

いしたいんですけれども、タイムバンク、その調査研究するに当たり、まず、どのような地域課題の解決を想定しているのか、お伺いをいたします。

それから、最後、３点目が、市民センターみんなのトイレ改修事業を新規でやることになっているんですけども、個別に今まで何度か少しずつお願いをしていましたので、これまでやってきたので、新規だったのかと驚きがあったんですけども、これ全てを洋式にするつもりなのかどうなのか、お伺いできればと思います。以上３点お願いします。

○主査（小金丸かずよし君）区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長　おくやみコーナーのワンストップ化についてお尋ねいただきました。

小倉南区役所に御協力いただきまして、昨年10月からモデル実証を開始しているところになります。今回、各窓口、もうちょっと改善できないかとかヒアリングも行いまして、御案内できる手続も増やして、できる限り多くの手続を受け切り、申請書を預かって、窓口を案内せずに済むように進めているところでございます。このモデル実証の結果を生かしまして、令和８年度中には全区役所でワンストップ化を実現したいと思っております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　タイムバンクについてのお尋ねについてお答え申し上げます。

タイムバンクでどのような地域課題をということでございます。タイムバンクといいますのは、サービスや労働をお金ではなく時間で交換をするということで、誰かが１時間ボランティアをすると、その方が１時間ボランティアをしてもらえる権利を得るというものを想定してございます。これを導入したいという背景としましては、地域活動の多くがやはり善意のボランティアの方々によって支えられている現状があると思っております。ややもすればそれが助け合いのハードルになるときもあると。手伝いをお願いすることを遠慮されたり、あるいはボランティアではなかなか時間を割きにくいところもあろうかと思いますので、これをもう少しおあいこな関係と申しましょうか、例えば、誰か若者からアシストを受けた高齢者の方が市民センターで子供さんに読み聞かせをすることで、それを返していくといった形でおあいこの関係づくりを促して、互助への参加を促していくというものを想定してございます。少しモデルとしているものがございまして、富山県朝日町にもちもたネットという形でＬＩＮＥの仕組みを活用して、例えば茶飲み相手、話し相手を探すところから、掃除のお手伝いとか、買物のお手伝いとか、あるいは庭仕事、草むしりとかそういったことまで含めてＬＩＮＥの中で頼み事、頼まれ事をやっていく仕組みがございますので、そういったことをモデルにしながら、気軽に手軽に助け合いに参加していただくための仕組みをタイムバンクという形でつくっていくことに向けて、まず調査検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　市民センターみんなのトイレ改修事業についてのお尋ねにお答え

いたします。

この事業は、市民センターの文字どおり洋式化して行くものです。委員おっしゃられるように、今まではやっぱり和式を洋式化してくださいというお声を多くいただいておりました。改修費用の中から少しずつ予算の許される範囲で１つ、２つということで洋式化を進めてきたのが今までの動きです。今回は、その改修費用の一部を取ってというわけではなくて、新規事業としてトイレに特化した改修費ということで計上させていただいています。考え方としては、市民センターは全部で1,000のブースがありまして、そのうちの364ブースがまだ和式トイレのままになっています。今年度は、洋式化率が50％未満で和式ブース数が多い市民センターから優先的に改修をさせていただきたいと思っています。各区、まずは１館ずつ改修いたします。その市民センターについては、全てのブースで洋式化を行うということで今計画をしているところです。以上になります。

○主査（小金丸かずよし君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）おくやみコーナーについては、小倉南区からモデル事業をスタートしたということでよろしいんですよね。昨年10月からやっているということで、そのモデル事業を参考に、全区に一応これから展開をしていくということでした。ありがとうございます。これまで何度も言ったんですけども、喪主や遺族にとっては、複数の手続のために移動したりとか大変な思いをして非常に負担が大きかったということで、このワンストップ化についてはすごく期待をしていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、地域のチカラつなぐ事業、タイムバンクなんですけれども、私が想定していたのと違ったのかなと思いました。結局、今も既にもうボランティア活動とか地域団体による支え合いが結構行われているかと思うんで、社協なんかもやったりとかしているから、そことのすみ分けを考えていくという意味合いなんですかね、どうなんでしょう。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　委員御指摘のとおり、確かに今、社協さんでも様々な形で地域でボランティアが行われていると承知をしてございます。それとすみ分けといいますか、同じような、かぶることがないすみ分けというのは考えていかなければいけないと思っておりますけれども、このタイムバンク等の経緯としまして、やはり社協さんもそうですし、なかなかデジタルをうまく使って、特に時間がない子育て世代がうまく隙間時間を使って参加できる仕組みはないかというようなこともビジョンの検討会議で御意見を頂戴しました。ですので、うまくデジタルの力を使って、助けたい人が例えば登録をして、それが需給が調整をされるといったような仕組みも含めて､その仕組みづくりについて検討してまいりたいというのがこの事業でございます。

○主査（小金丸かずよし君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）当然市内の方しか使えないということですよね。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　詳細な設計はこれからでございますけれども、幅広く参加していただけるような仕組みになればいいなとは思っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）村上直樹委員。

○委員（村上直樹君）分かりました。これからということですね。これタイムバンクって単純に言うと個人の、変な言い方だけど、時間を売買するような仕組みだと思うんですけども、このタイムバンク以外にもいろんなものがあるかと思いますので、ぜひいい仕組みをつくっていただければと思います。高齢化も進んでいるので、利用したいとか、また、若い世代の方が何か地域づくりに参加したりとかも何かできるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

それから、みんなのトイレ改修事業ですけれども、これまで個別にお願いをして、いろいろやっていただいたりとかしたんですけれども、最終的には全てを洋式化にすると考えでいいということですね。分かりました。多分これから順番をいろいろを決めて、洋式トイレが少ないところから進めたりとか、いろんなことがあるかと思うんですけども、ちょっと私が気づいたところが、２階建ての市民センターで、１階は全部和式なんだけど２階は洋式になっているとか、わざわざ２階に行かないといけないので使いづらいとか、１階だけしか使っていないから、ここの館には洋式のトイレがありませんとか、そういうようなこともありましたので、その辺の順番とかもしっかりと考えてやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）質疑を続けます。自民党、菊地委員。

○委員（菊地公平君）それでは、最初に、総務市民局から伺いたいと思います。

まず、証明書コンビニ交付10円対応事業に関してなんですけども、これは12月議会の議論を経て、しっかり検討していただいたということで非常に感謝しております。この4,430万円上がっていますけども、住民票等のコンビニ交付を活用する場合、手数料を大幅に安くして、今後、市役所の窓口で並んで300円払うよりもコンビニのほうが安いし便利ですよということを周知して市民の行動変容を促すという、そのための事業という認識でよろしいかを確認させてください。あと、この4,430万円の中には何人分くらい、何通といったほうがいいかもしれないですけど、コストとして試算されているのかその根拠を教えてください。この予算の中にこのキャンペーンを周知するための予算等も含んでいるのかも確認させてください。

もう１点、郵便局における電子証明書更新等業務委託事業の１億400万円について、例えばその１件当たりの手間暇の手数料が幾らぐらいで、想定される全体の業務量がどれぐらいでこの予算になったのか、また、この予算に関しては国の予算等が裏で当たっているかを教えてください。まず、この２点をお願いします。

○主査（小金丸かずよし君）区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長　コンビニ交付10円対応事業についてお尋ねいただきました。

委員おっしゃるとおり、10円対応事業、まずは利用者負担の軽減でマイナンバーカードの利便性を実感いただく。一度使っていただければ、もう次回からコンビニ交付を使っていただけると思っていますので、どんどん使っていただきたいなと思っております。

何人分かというお尋ねでした。令和６年度のコンビニ交付が30万件程度で利用率50％というところで、45万件程度を目指したいと考えておりまして、15万件程度増加するということを見込んで金額を積んでおります。

この予算の中に広報費が含まれているかというところです。広報費がとても重要だと思っておりますので、広報費も積ませていただいております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　マイナンバーカードの郵便局への委託料のお尋ねでございます。

こちら、郵便局への委託料、取扱件数に応じた従量費、取扱件数に単価を乗じた経費で、ほか固定費等の支払いになっております。取扱件数から１局１か月当たり経費を想定し、年間約１億円の委託料を想定しております。電子証明書の更新等業務の郵便局への委託については、国の補助金を100％充当させていただく予定となっております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）菊地委員。

○委員（菊地公平君）分かりました。証明書コンビニ交付の話なんですけども、やっぱり周知が一番大事だと思っています。周知をしたかでどれぐらいコンビニ交付件数が上がってくるのかになろうと思います。今回プラスの15万件ぐらいを見込むということでありますけども、直近把握している証明書のコンビニ交付率が分かれば教えていただきたいのと、プラス15万件とは全体としては大体どれぐらいの交付率を目指す形になるのかがあれば教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長　今のコンビニ交付率についてお尋ねいただきました。

総務市民局の所管４種類分で言いますと、令和６年度がコンビニ交付、28万6,000件ほど総件数が出ておりまして、有料の証明書、全体発行数が88万件ということになっており、交付率で言うと32.4％になってございます。令和４年頃に福岡市とか熊本市さんが実際10円キャンペーンをやってございまして、そのときに50％を達成しているところを参考にしまして、今回も50％で算定したところになってございます。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）菊地委員。

○委員（菊地公平君）当然この方向の先には窓口時間の短縮等という施策もそのビジョンに入れて検討されているものだと思っております。市役所の窓口負担を大きく減らすために先行してやる事業と認識しているんですけども、今後に対してぜひともしっかりと周知して、しっかり成果を出していただきたいと期待しております。市役所の窓口を救うためと思って、一生懸

命取り組んでいただければと思っております。

続きまして、郵便局の電子証明の話なんですけども、件数は分かりづらかったんですけども、全体としての予算としてこれぐらいで委託すると。今回、議案第48号に関して指定期間及び指定郵便局と記載されているんですけども、この取扱い先がさらに拡大されたりとか方向性があれば教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　現在、郵便局の委託につきましては、市内10局を委託先として選定しております。これを来年度につきましても同じく10局で進めていきたいと考えております。

○主査（小金丸かずよし君）菊地委員。

○委員（菊地公平君）今後もっと小さいところでもとかそんな話があったときは、またその都度検討ということでよろしいでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　今後の検討につきましては、現在の利用状況や件数などを見極めまして、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）菊地委員。

○委員（菊地公平君）ありがとうございます。すみません、１点ですね。ちょっと市議会事務局も絡むんですけど、議会改革協議会での協議を経て、議会の広報チームをつくる方向性がほぼ固まってきているところでございます。それで、参考になるのが市長公室のもろもろの取組かなと思っていますので、先に市長公室に確認させていただきたいんですが、情報発信強化事業の中にＳＮＳや市政だよりのウェブ版等々の費用が入っていると思っているんですけども、これのざっくりとした内訳を教えていただきたいというのが１点、あとは先ほど宇都宮委員からも少しあったんですけども、市のホームページ運用機器等の更新保守事業で875万円で、似たような名前の機能拡充で899万円となっているんですけども、それぞれどういったものにお金がかかっていて、どういったものを機能拡充しようとしているのか、内訳、金額が分かれば教えていただければと思います。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　まずは、情報発信強化事業の内訳について説明いたします。

この中の主なものは、地上デジタルデータ放送、ｄボタン放送、ｄボタン広報紙の経費が約800万円ほどございます。次に多いものが市の公式ＳＮＳの運用です。これは、インスタグラムの運用、それから、リール動画の作成、投稿などに係る経費と、あと、ＳＮＳのＸやフェイスブックなどの投稿に関する分析の業務を委託するものが入っております。加えて、市政だよりのウェブ版の作成とＬＩＮＥに係る経費などで約1,900万円の経費を計上しているところです。

それから、ホームページですけれども、幾つか複数に分かれておりまして、まず、繰り返し

になりますけれども、ホームページの運用機器の更新については、５年に１度のサーバーの機器の更新と、それから、サーバーの移設に関するもので、新規として約900万円上がっております。それから、同じような名前で運用機器更新保守とありますけれども、こちらはセキュリティーの強化とかネットワークのサービスを利用するものとして、債務負担行為で契約をしているもので、こちらが約500万円ございます。それと、運用機器の更新と保守ということで、これはハードウエアとかソフトウエアに関するリースに係る契約費用として長期継続契約のものを約400万円計上しております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）菊地委員。

○委員（菊地公平君）全体としてやっぱりきちっと自分でサーバーを持って管理しようとするとこれぐらいかかるのかなというところは分かりました。参考になりました。

それを受けて市議会事務局にお伺いしたいんですけども、これから議会広報チーム等々が活動していく中で、情報発信のためにやはり相応の予算が必要になってくると思います。市と同等の予算とまで言わないまでも、それなりの予算措置をしないと市議会の情報発信もままならないと思っておりますけども、市議会事務局においては今回の予算措置の中にはこれらに該当するような予算は入っていないという前提で一旦よろしいでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）政策調査課長。

○政策調査課長　今菊地委員から少し説明があったとおり、今回の広報チームにつきましては、昨年５月より設置されております議会改革協議会において、議会広報の強化について協議されてきたものでございます。議会基本条例に定めます、市民との協働による開かれた議会を実現し、市民により一層議会や議員に関して知っていただくことを目的に、議会の広報を一体的、効率的、また、タイムリーに展開するために、近く設置の運びとなったものでございます。令和８年度予算につきましては、主権者教育などの予算は計上しておりますが、今後、広報チームにおいて様々な協議が進められるものと思っております。その結果を実施するための経費が必要なものについては、予算について財政・変革局と交渉を行っていく必要があるものと考えております。事務局といたしましては、設置される広報チームの協議が市議会にとって実りあるものとなるように支援してまいります。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）菊地委員。

○委員（菊地公平君）お願いしようと思ったことを全部言っていただいて、本当ありがとうございました。引き続き、いい情報発信ができるように市議会も検討していかなければいけないと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。市長公室もまたその情報発信の先達としていろいろお力添えいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）私からは、まず、地縁団体、要するに自治会等の名義の所有すべき不動

産、自治会等にあるのに個人名義で登記されている不動産はどれぐらいあるのか、まず教えていただきたいのと、そのうち固定資産税がかかっていない不動産はどれぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

次に、市政だよりもここでよかったですよね。市政だよりについてお尋ねしますけども、市政だよりは広告を掲載することができるようになっていますが、昨年度の実績でどれぐらい広告があったのか教えていただきたいと思います。

住民票について、今、コンビニ交付の件等もあったんですが、住民票を取るときに、実は続き柄、本籍、個人番号をつけるかどうかということをチェックする欄があります。郵送で請求するとき、例えばここは僕はあえての個人番号の件なんですけども、個人番号は郵送で請求するときはその趣旨と提出先を記載しないといけないようになっていますが、コンビニ交付のときはそれがありません。なぜ私がそれを尋ねるのかというと、私はどうしても法務局との関係が深いものですから、法務局は住民票に個人番号が入ると受け付けてくれません。多分警察も同じだと思います。本籍とか続き柄はあろうがなかろうがいい場合があるので、公共の機関というのは、個人番号があると個人情報ということで受け取ってくれないので、その３つを並列して載せて個人番号までチェックする必要が必ず出てくるんですよね。ですから、個人番号のときは、例えばコンビニ交付であれば、さらにもう１画面で個人番号をつけるのかというところまで聞いていかないと、せっかく住民票を取ったのにまた警察に住民票を出し直さないといけない、法務局に住民票を出し直さないといけないということがあるわけです。これ無料で差し替えてくれるんだったらそれでいいんですけども、その辺の対応は、特に個人番号は厳しいので必要だと思います。そこの見解をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　自治会が保有する不動産についてお答えを申し上げます。

自治会が保有あるいは使用している、例えばつどいの家でございますとか集会所といった不動産に関して、自治会がいわゆる認可地縁団体という形で団体としての登記を得ている場合と、あるいは個人名で登記をなされている場合があるとは承知をして……。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）自治会だけじゃないですよ。自治会だけじゃなくてほかのも含めてってことですよ。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　自治会だけじゃない、認可地縁団体も含めてということで、失礼しました。いずれにしましても自治会、認可地縁団体が所有する不動産は任意団体の不動産ということになりますことから、私どもとして、例えば自治会で申し上げますと校区単位では200以上ございますけれども、そのうちが幾つが不動産を所有しているかということについては把握はしてご

ざいません。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　市政だよりの広告についてお答えいたします。

市政だよりの広告は、市のホームページと併せて広告枠を買い取る事業者を募集して、一般競争入札にて事業者を決定しております。最も高く落札した事業者と契約をいたしております。令和７年度の実績ですと、市政だよりで約2,100万円の広告枠を買い取っていただいております。年間24回の市政だよりの発行がございますので、その中で枠を埋めていただくよう事業者の方と広告を出したい企業とが調整をしているということで、数によっては１枠使うところもあれば２枠使うところもありますので、申し訳ございませんが、件数が何件かというと今把握はできておりませんけれども、入札という形で一括で契約をしております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）区役所窓口担当課長。

○区役所窓口担当課長　コンビニ交付の住民票でマイナンバー入りを選ぶ際、分かりにくいという御質問がございました。

私も全く同意見で、画面を１つ追加したいと思っております。ただ、コンビニ交付は、国と地方公共団体が共同で運営している国の第三セクターみたいなところ、地方公共団体情報システム機構が全国分取りまとめておりまして、その機構とコンビニ交付の機械を作るメーカーさんで画面を全て設計しております。なので、あの画面は全国統一のものになっているということになります。機構の略称をＪ－ＬＩＳというんですけれども、そのＪ－ＬＩＳに対して、コンビニ交付の部署がありますので、こういう意見があったということも伝えて、なるべく無駄なお手間をかけさせないようにしていくように要望したいと思いますので、御意見ありがとうございました。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）御答弁ありがとうございました。まず、すみません、本来地縁団体の不動産として登記すべきものが個人で登記しているのは把握されていないということなんですけども、かなりの件数があるのではないかと。私、相談も受けることもあるし、想定しています。そこを１回調べてほしいんですけど、本来地縁団体が所有すべき不動産なんだけど個人名義になっている分は固定資産税がかかっていない可能性が高いんですよ。そうなると財政・変革局に聞けば分かると思います。例えば集会所がありますよね。集会所が当時の町内会長さんたちの個人名義、共有名義になっていたと、それは多分固定資産税をかけていないと思うんですよ。多分かかっていない。かかっているかもしれない、分かりません。かかっていないじゃないかなと。そこで、ひとつ把握する方法はあるんじゃないかなと思います。１回確認して、僕も、これ今裏を取って言っているわけじゃないから、かかっていないんじゃないんかなと思うんですよね。なぜそこを言うのかというと、結局いまだ認可の地縁団体とせずに、無認可にしてい

る場合には個人名義ですから、これは相続登記の義務化等々が関わってくるわけなんですよね。そうなると、これは来年３月までに相続登記しないといけないようになっていますが、個人名義になってもう２代前とか、３代前はなかなかない、２代前ぐらいのものはかなりあるんじゃないかなと思っていますが、その子供とかだったら、そもそも所有している意識がないんです。固定資産税がかからない限り分からないから。ですから、そこら辺は相続等の義務化と絡んできますし、固定資産税の問題も出てくるので、市内にあるそういった認可団体の施設ですね、土地建物がどれぐらいあるのかというのを一度ぜひお調べいただければありがたいと思っております。理由は、今言ったように、相続登記の義務化を前にして、そういうことがあるし、もう１つは、私のところに相談に来たところで、認可地縁団体にしようと思ったけど、やっぱり煩雑だと。毎年、収支の報告が要るんですかね。そういったものも煩雑な理由の１つに上げられているところがあるんですが、そのあたりのところをもう少し簡易にするということは考えられないのでしょうか。そこを、まず、そこだけお尋ねします。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　委員から御提案がございました財政・変革局へ話を聞いてみたいと思っております。相続登記に関して、確かに２代前、３代前の形で、それを契機に認可地縁団体を立ち上げるという御相談があることも実際ございます。こちら、認可地縁団体がそもそも地方自治法に基づく組織でございまして、何が必要かということが法律、また、それに基づく政令によってかなり細かく定められておりまして、私ども独自の判断がなかなか難しいところがございますけれども、また、認可地縁団体への登録というのは年間、現状、市内で大体170ぐらいの団体が認可地縁団体となっておりますけれども、そうしたことも踏まえて、機会を捉まえて国とも話をしてみたいと思っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）そこの点、私の知り合いも認可地縁団体をつくろうかということで区役所に行ったら手引をもらえるわけですよ、こんな分厚いので。これ１冊もらったら、これは大変やということになって逆に手引をもらったらやる気が起きなくなるわけですよね。そこは寄り添って、やっぱり説明をしてあげないと、僕はやらないと思いますね。冊子１冊渡すだけでは僕はかえってマイナス効果になるんじゃないかなと思っていますので、そこら辺はぜひ寄り添ってやってあげて、認可地縁団体に変更するように協力をお願いできればと。これは要望にしておきたいと思います。

次に、市政だよりの件なんですけども、2,100万円ということだったんですが、市政だよりはよく地域の、例えばまちづくり団体のイベントのチラシとかを挟んでいることもあります。市政だよりは自治会が配っていますよね。幾らかの収入が入ると思うんですけど、これひとつ提案なんですが、自治会がチラシを請け負って、一般の民間の、そこで収入を得るということは

可能なんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　現状、市政だよりの配布は市と自治会との契約によって行われておりますので、チラシの配布を自治会と例えば事業者の方が契約をされて行う、自治会がただ法人格をお持ちでない場合が多いと思いますので、その場合は恐らく自治会の例えば代表者の方といったようなことになるのかもしれませんけれども、そうした形で契約を結んで行うということは恐らく物理的には可能かと行われます。ただ、恐らく今自治会の皆様に市政だよりを月２回配布いただいておりまして、そのタイミングにおいて同時期に配布をなさることになろうかと思うんですけれども、そのチラシがどういったものかによりますけれども、市政だよりと同時に例えば挟み込んで入ってきたりしますと、例えば市の取組と誤解をなされてしまう例もあったりするというのは懸念もちょっとございますので､そういった配布するというときには少し注意、課題の検討が必要ではないかとは思っております。ただ、契約の形としては、当初申し上げたとおりですけれども、そういった事例がないかも含めて、少し課題も含めて検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）広告の場合はもうお金を払ったらいいわけですよってこっちで答えるんかなと思ったら、答えるほうがちょっと違っていたから、さっき最初に聞いたのは市政だよりに広告欄があって、入札で落札すればそれはもう認められるわけですよね。チラシの場合は、内容について確認しないといけないんじゃないかと。それもよく分かるんですけども、一定程度そこで自治会が判断すればできるのかなと私自身は思っているんですが、そういうことで市政だよりの中に、北九州市内には事例があるかどうかもちょっと、過去にそういう事例があったかどうか教えていただきたいのと、そういうふうにチラシを中に入れることができれば、これは結構自治会の収入になって、町内会費を無料にしたりとか、電気代を無料にしたりとか、自治会にメリットはかなり出てくるんじゃないかなと。民間事業者もやっていますよね。チラシを挟んでよく郵便受けとかに入っていますけども、それより市政だよりの間に入っているほうがよく見るから、目を通す人のほうが多いと思うんで、それはビジネスとして自治会でできるんだったら非常にいいなと思っているんですが、市内でのその事例があったかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　確かに委員が先ほどおっしゃいましたように、地域の催しに関するものが同時期に配布されるという話はよく伺いますけれども、例えば民間事業者と契約をされて、そのチラシを何がしかの報酬を得て配布しているという例は私では把握はしてございません。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）それができるようになると、これからの自治会経営というんですか、非常にプラスになるのかなとちょっと思ったもんですから、ぜひ検討、研究よりも検討をしていただきたいと。後ほど、後日で結構なんで、考え方を教えていただければと思います。

それで、最後に住民票の個人番号の件なんですけど、今言ったのはコンビニ交付のことなんですけど、これは窓口でも同じなんですよね。窓口ではどうやっていますか。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　窓口での住民票の発行についてのお問合せでございます。

窓口で対応させていただく際は、用途やどちらに提出されるかを聞き取って行っておりますので、マイナンバーが必要である方、必要でない方はこちらで御案内させていただいて、適切に対応しているものと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）ということは、窓口であれば住民票を取るときに、例えばそれを警察に提出するとか、法務局に提出するとかを聞くと、個人番号をつけないやり方をしているわけですかね。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　先ほど委員がおっしゃったとおり、提出先によってマイナンバーが必要なもの、必要でないものをこちらでも把握しておりますので、それに応じた御案内をさしあげているものと考えております。

○主査（小金丸かずよし君）村上幸一委員。

○委員（村上幸一君）分かりました。となれば、やっぱりコンビニ交付だけが問題になるということですから、早急に国にしっかりとその話を持っていっていただければありがたいなと。以上です。終わります。

○主査（小金丸かずよし君）質疑を続けます。上野委員。

○委員（上野照弘君）それでは、質問をさせていただきたいと思います。

まず、これは区役所としての魅力がどんどん向上していくのかなと思う、区役所発・くらしアップ実感事業ということでありますけれども、これはもう非常に期待をしているところであります。この予算でありますが、各区ばらつきがあるんですけれども、これは人口割なのかを聞かせていただきたいのと、本庁としてはどういったことを期待している予算になるのかを聞かせていただきたいと思います。

それに関連するか否か分かりませんけれども、区の交際費というのが以前からありますが、前年度より若干減っているかのように見受けられます。この区の交際費が減っている理由についてお尋ねしたいと思います。

私、若松区でありますので、若松区役所の動きを見ていますと、皆さん本当に一生懸命、必

死に活発に動いておられます。奥野区長におかれましては、土日、休日、祭日関係なくいろんな地域のイベントに出向いて、本当に政治家以上の動きをされているんじゃないのかなと見える部分もあって、この区の交際費というのはしっかり使い切っていただけるほど、区民も喜ぶことにつながっている現状がありますので、区の交際費というのはできるだけ減らしていただきたくないなというのが本音であっての質問になっています。

続いて、本庁舎等施設長寿命化事業、約３億円ということであります。北九州市のシンボル、北九州市役所、小倉城の真隣であります。もう非常に老朽化も激しく、建物が非常に古くなってきている。修繕でも非常に多くのお金がかかっているかのように聞いておりますけれども、そろそろ先の時代を見据えて、本庁舎の建て替え、北九州市役所の建て替えについても検討を始めるべきじゃないのかなと思うんです。今どう考えておられるのか、現在のお考えについて聞かせていただきたいと思います。

続いて、海外派遣研修事業があります。やはり北九州市の職員の皆様のグローバルな視点をこれからも育てていくためには大切な事業だなと考えていますけれども、この内容と、どのような効果があるかと考えているのか教えていただきたいと思います。

続いて、市議会事務局にお尋ねしたいと思います。

まさに今、この予算特別委員会も、市議会においてインターネット中継というのがなされていますけれども、その費用と効果についてどうお考えになっているか、事務局の考えを聞かせていただきたいと思います。今やっているこの予特のやり取りを何人の人が見ているのか、これを放送することによって幾らの費用がかかっているのかについて、私は正直疑問に思う部分がありますので、お尋ねさせていただきたいと思います。

それと午前中、宇都宮委員からの質問にもありました本会議場にモニターを設置するということであります。私これは大賛成でありますし、先日、僕も議場配付資料を十数ページも配ってしまいました。議場の皆さんはタブレットに入っているので見られるんですけれども、これ、傍聴席から見られたらすごく分かりやすい議論になるなとも思っています。ただ、この費用というのが98インチモニター２枚で447万円というのは非常に高く感じてしまいます。複数のディスプレーを並べてマルチディスプレーとかビデオウオールとかっていうやり方をすれば、もっと安く大きな画面で、どういったことについて議論しているんだなというのを傍聴席や議場の皆さんにもお伝えできるんじゃないのかなと思いますので、これについて、ちょっと費用を下げて効果を高めるようなお考えはどうなのかを聞かせていただきたいなと思います。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）区政推進課長。

○区政推進課長　くらしアップ実感事業及び区の交際費について説明申し上げます。

くらしアップ実感事業につきましては、令和８年度予算の新規事業でございます。こちら、市民の声に直接触れる区役所の企画立案力を生かし、地域の特性や市民ニーズを生かした事業

を目的としております。提案事業ごとに事業の内容を査定いたしまして、内容に応じた予算が配分されているため､各区でばらつきが生じております｡500万円から690万円の全14事業､3,840万円の予算を計上させていただいております。

また、区の交際費についてでございます。こちらは区の実施状況といいますか使用状況を見まして、適切に予算を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）総務市民局総務課長。

○総務市民局総務課長　本庁舎等施設長寿命化事業及び建て替えの件につきましてお答えさせていただきます。

北九州市役所本庁舎は1972年､昭和47年にしゅん工して以来､職員約2,000名が北九州市の未来のために日々勤務することはもとより、展望室や議場の見学など、市民に親しまれた市のシンボルの１つでございます。その耐用年数につきましては、平成27年度に策定した北九州市公共施設マネジメント実行計画におきまして80年とされてございます。これを受けまして、施設の長寿命化に向けまして、空調などの設備について計画的な更新を行いまして、適切な維持管理に努めているところでございます。令和８年度につきましては、空調の制御改修事業、工事を１億4,600万円ほど、それから、ＬＥＤ化の工事につきまして１億1,200万円、それから、トイレの改修工事等を3,800万円等々を行うようにしてございます。

建て替えの検討につきましては、他の施設との複合化の可能性や資金調達の方法等も含めまして、総合的、多角的に検討する必要があると考えてございます。特に多額のコストが必要となることから、市民の皆様の御理解を得るために、財源の確保の検討は重要であると考えてございます。具体的な手法といたしましては、行政が直接建設する手法のほか、民間事業者が資金調達から設置までを行うＰＦＩ方式、それから、民間施設の合築をし資金を分担する方式、それから、民間事業者が設置し行政が借り上げるリース方式などが考えられるところでございます。こうした様々な論点を念頭に置きつつ、引き続き長寿命化に取り組みながら、他都市の動向等、情報収集に努めまして研究を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）人財戦略担当課長。

○人財戦略担当課長　海外派遣研修事業につきまして、研修の内容やどういった効果があるのかということについてお答え申し上げます。

事業の目的についてですが、上野委員からもお話しいただきましたとおり、市の職員のグローバルな関係構築能力や構想力を磨く、あとは行政運営について新しい視点やアイデア、そういったものを取り入れることを目的に実施するものでございます。内容につきましては、２つの枠を設けて実施いたします。１つは若手職員育成枠といたしまして、国の全国市町村国際文化研修所、いわゆるＪＩＡＭが運営しているプログラムに参加いたしまして、来年度につきま

しては、アメリカで多様な主体を生かす地域経営、全米で最も住みたい町から学ぶといったコースに１人募集をかけたいと考えております。もう１枠については、職員チャレンジ枠と称しまして、まさに行程であったり、どういったところにアポを取るのか、交通手段はどうするのか、現地の足はどうするのか、全てそういったところを自ら企画立案していただきまして、解決したい市の課題であったり現地で何を学ぶのか、それから、市政にどう還元するのかといったところを勉強していただきまして、職場に戻って生かしていただくと考えております。

この研修事業の効果といたしましては、まずは個人のスキルアップというところが１つあろうかと思います。あとは、市を代表していく形になりますので、市政への還元というところをしっかり考えていただきたいと思っておりまして､派遣研修終了後は研修の機会を捉えまして、研修生、例えば新採職員であったり、そういったところに研修の話をしていただくと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）政策調査課長。

○政策調査課長　委員会のインターネット中継のお尋ねでございますけども、令和８年度の予算でいきますと、インターネットの中継で740万円弱ですね。あと、特別委員会の中継で30万円ほど、合わせて770万円ほどの予算が組まれております。あと、中継の視聴者数でございますけども、これは令和７年の今の数字でございますけれども、本会議も併せて申し上げます。本会議が令和７年、２万5,000件の視聴があっております。常任委員会が１万9,000弱、１万8,988件という数字が出ております。予算、決算の特別委員会については１万8,300件ほどの視聴者があっております。また、併せて録画配信といたしまして、生中継以外の録画配信といたしまして２万1,000件ほどの視聴があっておりまして、全部合わせまして８万3,470件程度の視聴があってございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）市議会事務局総務課長。

○市議会事務局総務課長　議場前面のモニターの件なんですけども、以前の議会改革協議会で一度設置について検討された経緯があります。ただ、その場合、他都市の導入事例を調べてお示ししたら、2,800万円ぐらいかかってすごく高かったんですね。そのために、その改革協の中ではこれは見送ろうということで一旦見送られています。まず、その経緯があります。昨年、議会運営委員会の協議事項ということで、会派からやはり前面にモニターをつけたほうがいいんじゃないかという御提案をいただきまして、そのときまた業者に見積りを取っていただいたら、大体その100インチぐらいのモニター、液晶タイプで450万円ぐらいというお答えをいただいて、それで各会派に御検討いただいたら、それぐらいの予算であれば、じゃあつけてもいいんじゃないかという同意をいただいて、今回予算措置をしたというところでございます。具体的にどういうものをつけるかというのはまだ決めてなくて、予算を御承認いただければ、また議会運営委員会にお諮りして、議員の皆さんでこういうものをつけようとかを決めていただく

ことになりますので、今日いただいたその御意見とかもまた参考にさせていただきながら、今後、予算がつけば検討をさせていただくものと考えております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）上野委員。

○委員（上野照弘君）御答弁ありがとうございました。

まず、議場のモニターの話でありますけれども、モニターをつけるのは本当に大賛成でもありますし、ぜひやっていただきたいと思うんです。ただ、もう今テレビってどんどん値段も下がってきておりますし、大きいほどやっぱり高いんですよね。先ほど申し上げましたように、マルチモニターとかマルチディスプレーということを使えば、安いやつを何個か複数台増やしてつなげるだけで効果が倍増、値段はどんと下がるというようなこともありますので、ぜひそういったことも検討していただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に、海外派遣の研修事業でありますが、これはぜひ引き続き続けていただきたいと思います。アメリカというお話がありましたけれども、個人的にはやはりカンボジアに行っていただきたいなと思います。上下水道局の職員だけでなく、局をまたいででも北九州市の職員がカンボジアで長年何をやってきたのかということを知っていただくということはすばらしい取組につながると思います。ぜひカンボジアも視野に、海外水ビジネス、どこから始まってどうなってきて、その国の人がどれだけ北九州市に感謝しているのかというのを若き職員に学んでいただきたいなと思います。

次に、本庁舎の建て替えについて、いろいろな手法を検討していただいているということでありますけれども、もうそろそろ明確に考えたほうがいい気がします。先延ばしにするような話でもないと思いますし､やはりかつて井上秀作元議員も本会議で質問されておられましたし、三宅まゆみ委員も本会議場でも質問されておられたのを覚えています。これだけ環境に配慮した町であるにもかかわらず、窓の開かない市役所、本庁舎というのは時代にそぐわないんじゃないのという話があって、それから数年であります。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

最後に、区政推進課長の極めて適切、また、分かりやすい御答弁、心から感謝をしたいと思います。ぜひ各区役所がこれからも地域に沿った、地域の求める実情に沿った取組で輝いていけることができますように、ぜひお支えをいただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○主査（小金丸かずよし君）続けます。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）では、私から、午前中から議論が進んでおります地域コミュニティーの関連についてなんですけれども、来年度も市民センターの多目的利用が行われると思いますけれども、もう１年たちますが、来年度の展望についてお聞かせをいただきたいと思います。

それともう１点なんですけれども、暴力団についてです。安全・安心担当理事も新しく替わ

りましたし、来年度の予算が暴力団対策支援事業、前年度比に比べて24%、25%近く増になっているんですけれども、この中身について教えていただきたいと思います。以上２点です。

○主査（小金丸かずよし君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　市民センターの多目的利用の今後についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、現状ですけれども、令和８年度１月末時点で300件を超える登録をいただいております。これも実績の数字ですけれども、令和７年12月末時点で1,000件以上の利用が行われているところです。今の状況としましては、ちょうど制度がスタートしたときはどういった使い方がいいのかとかいろいろお問合せいただいておりました。今やっと大分制度のルール等も知られてくるようになりまして、こういった使い方ができるんですねというのが徐々に浸透しているのかなと肌感としてはございます。来年度になりましたら、先ほども少し出ましたけれども、オンライン予約が７月スタートを予定しております。そうするとまた、使う前に一度来館いただいて、使う日にもう１回来ていただくという２回来ていただくのが１回で使いやすくなりますので、利用も進むのかなと思っておりますし、あともう１つ大きいのが、なかなか予約の調整で１か月前というルールの中で予約を確認するのが大変ですというお声もありますけれども、システムが入りますとスマートフォン等で空いているところを確認できるようになりますので、そういった意味でもルールも比較的知っていただけるようになって、館の予約自体も使いやすくなるということで、条件は整ってくるのかなと思っています。我々も今いろいろな子供たちが使う事例とかずっとヒアリングして集めていますので、こういった形でお使いいただけますという事例集みたいなのを共有していきたいと思っております。そうしたいろんな取組が複合的になると、来年度は今以上に多くの方に使っていただきたいと思っていますし、そうなってくると我々も見込んでいるところです。以上になります。

○主査（小金丸かずよし君）暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長　暴力団対策支援事業と暴力追放推進事業、予算に関して説明いたします。先ほど令和７年度予算よりも増に……。

○主査（小金丸かずよし君）鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）僕の見間違えですか。じゃあ、24%増えて、間違い。減っているんですか。

○主査（小金丸かずよし君）暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長　全体的に予算は令和７年度に比較すると削減という形です。

○主査（小金丸かずよし君）鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）削減された理由というか、何で減ったのかなということを教えていただきたいと思います。

○主査（小金丸かずよし君）暴力団排除担当課長。

○暴力団排除担当課長　まず、暴力団対策支援事業につきまして、こちらは事務所撤去に係る運動支援、訴訟に係る支援費用になります。失礼しました。こちらは減っておりません。減額になったのは、社会復帰対策として計上しておりました資格取得費用でありますとか、暴力団員の引っ越しの費用の補助をやっているんですけども､こちらが若干の削減になっております。なかなか予算も厳しい状況がありまして、削減にはなっておりますけれども、例えば資格取得費用、引っ越し費用については削減となっておりますけれども、事務所撤去の費用、こちら暴力団対策支援事業としてやっておりますので、全体の運用を見ながら、しっかり限られた予算の中でやっていきたいと考えております。

それから、もう１つが暴力追放推進事業ですね。こちらは、各区の暴追大会の支援でありますとか、パンフレットの作成費とかを計上しているんですけれども、こちらも削減されておりますけれども、限られた予算の中でしっかりとやっていきたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）じゃあ、市民センターからです。数字がきっちりと結果に出てきていることを実感しました。地域コミュニティーの存続ということで考えますと、やっぱり新しい方々に地域に入ってきていただいて初めてこれが実現となると思っておりますし、存続するためには大変大事な事業であるということは毎議会と予算議会、決算特別委員会でもお話をさせていただいております。使われる市民センターも、そして、使う団体の方もウィン・ウィンの関係にそして、それが地域に還元できますように、さらなるバージョンアップをお願いしたいと思っております。

あと、暴力団対策なんですけど、すみません、僕が表の見方を間違えたみたいで、24％増えるとなったらまた何かしら新しい事業をするのかなと思ったんですけれども、予算の上限にかかわらず、しっかりとこの暴力団対策には取り組んでいただきたいと思っておりますし、いろんなことが北九州市はありました。ただ、そういったことを乗り越えて、今この北九州市の現状があると思っておりますので、もしよかったら、理事が新しくなりましたんで、暴追に対する決意をお話ししていただけたら大変ありがたいと思います。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心担当理事。

○安全・安心担当理事　このたび南野理事の後任で参りました松岡でございます。暴力団排除に向けた決意ということでお話しさせていただきます。

私はずっと北九州地区で勤務してきておりまして、北九州地区の暴力団対策をずっと市民の皆様とともにやってまいりました。北九州地区においては、まさに文字どおりの官民一体となった暴力団排除活動を強力に推進していただいた結果、全国で唯一の特定危険指定暴力団、この工藤会の勢力はピーク時の80％を切っているというところで、今20％ほどしか残っていない

という非常にすばらしい成果を上げていただいているところであります。これについては皆様も肌で感じているところだと思いますが、しかしながら、まだ活動している組員がいると。また、県警によりますと、配下に匿名流動型犯罪グループを抱き込んで新たな資金活動を行っている現状もあると聞いておりますので、まだまだ北九州地区における重要課題の１つであると考えております。引き続き、暴力団排除活動、これを官民一体となって強力に推進していきますとともに、さらに安全・安心な北九州市をつくるために全霊を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○主査（小金丸かずよし君）鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君）突然の指名で大変失礼しました。ありがとうございました。まだ20％暴力団が残っているということなんですけれども、この20％は確実に僕は将来的に撲滅していかなくてはならないと思っておりますし、過去本当に、私も20年前に議席をいただいたんですけれども、まだまだ工藤会が全盛期のときでありました。北九州市の企業誘致、この工藤会の影響で何度も失敗したことがありますし、前の市長の北橋さんがテレビで特集をされておったんですけれども、本当に涙が出たという話もされておりました。そういったことから、議会も、市民の皆さんも、そして、行政の皆さんも、県警も一丸なって、今の状況があると思っておりますし、緩めるとまた入ってくると思っております。先ほど理事からも話がありましたけれども、この暴力団の配下、トクリュウとか、本当に巧妙になってきていると僕も思っておりますし、併せてこの配下のグループもしっかりと摘発して、日本の中で北九州市が一番そういった暴力団組織とか、あと、そういった配下の組織が活動しにくい町にしてもらえますようにどうか心から祈念をさせていただきまして、僕の質問は終わります。ありがとうございました。

○主査（小金丸かずよし君）質疑を続けます。北九州会、伊﨑委員。

○委員（伊﨑大義君）北九州会の伊﨑です。幾つか質問と要望をさせてください。

まず、総務市民局にお伺いします。

これは管轄がどうなるか分からないんですけども、モラル・マナーアップの条例に関する過料の部分で、もし別の管轄だったらその旨をお伝えいただければと思います。調査号を見ていても、令和６年度の路上喫煙は適用数が増えているんですけども、ポイ捨て、ふんの放置、落書きは過料を適用した件数がゼロ件となっています。ただ、たばこのポイ捨て、街の清掃活動とか参加させていただくとまだまだ非常に見えますし、この過料がゼロという適用数と現実のギャップをどう捉えているのか、令和８年度予算でその辺の対策をどうされているのか伺いたいと思っています。

それから、これは要望にとどめるんですけども、今日いろんな委員さんから市民センターについて、空調とか、トイレとか、設備改修について様々な質問がありました。私も市民センターを回って現場からいただいたお声として、そういったところもそうなんですけど、机とか椅

子とかの備品についても話していただいております。現状あるものは非常に重たくて、今センターの利用者さんが高齢化している中で、ちょっと運ぶのが大変だし危険だということを伺っておりますので、今後その机とか椅子といった備品も耐用年数を超えて買換えが必要になった場合には、ぜひキャスターつきのものとか軽くて動かしやすいものを積極的に採用してほしいなと考えております。これは要望でお伝えいたします。

続いて、市長公室に、市長とホリエモンがコラボした動画をユーチューブで拝見しました。これはチャンネルも含めて共同投稿という形で本市とホリエモンさんのチャンネルで出ている動画になっていたんですけども、このコラボの意図とか、あと、この依頼に必要となった費用について教えてください。

最後、市議会事務局についてですね。先ほどから上野委員、それから、宇都宮委員からモニターの話が出ておりました。この件、私の会派からも要望を出させていただいておりますので、大変ありがたい限りです。議場配付資料の表示もされるということで、大画面とはいえ傍聴席からは遠くなりますので、これはぜひ見やすいフォントサイズとかをあらかじめ規定するなど、ガイドラインの設定を行っていただきたいと思っておりますけれども、その辺の検討状況を教えてください。以上お願いします。

○主査（小金丸かずよし君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長　迷惑行為など、ポイ捨て関係についてお答えします。

ポイ捨て、今ゼロ件と表示があっていますが、確かに委員おっしゃるとおり、なかなかポイ捨てというのは瞬間的な行動というところもありまして、現認しづらいという事情があるとは認識しております。迷惑行為に関して、特にポイ捨てについて目につくのが、委員もおっしゃられたたばこの吸い殻と考えております。これは想定ではありますが、今、巡視員監視は昼間行っているんですけど、夜間にどうしてもアルコールが入ったりしてたばこを吸った方が主な原因かなと考えております。ただ、巡視を夜するという時間的な制約もなかなか難しいところもありますので、今現在、24時間体制で監視できるかどうか、そこのあたりも含めて検討していますけども、ＡＩのカメラを使って例えば注意喚起ができないかということで、来年度に実証でできないかと今進めているところであります。それによって、ある程度、夜間に対しても注意喚起を促すことができれば、路上喫煙が減ることに伴ってたばこの吸い殻のポイ捨も減ってくるのでないかということで、まずはその実証に取り組みたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　市長と堀江氏の動画のコラボと、それから、費用についての御質問にお答えいたします。

この動画の作成は、地元のラジオ局でありますＣＲＯＳＳ　ＦＭのメディアを活用した指定都市の魅力を発信する目的で実施したものであります。ＣＲＯＳＳ　ＦＭは地元のラジオ局で

すけれども、堀江氏が会長に就任して以降は、ラジオだけではなくて、ＳＮＳなどを駆使した新しい情報発信にチャレンジをされておられます。そのような中で、ＣＲＯＳＳ　ＦＭから、動画やラジオを活用して、知名度のある堀江氏と、それから、北九州市でも発信力がある市長とのトップ同士がラジオや、それから、動画など、イベントに出演することでその話題性が高まり、インパクトのある情報発信ができるのではないか、町の魅力が向上するんではないかというような御提案をいただきまして、私どもも市外への発信については力を入れる必要があると考えておりますし、また、堀江氏のユーチューブは特に30歳代から50歳代ぐらいのビジネス層がよく御覧になっているということで、私どもの稼げる町、それから、人や企業を呼び込むという観点からも非常に親和性が高いと思いまして、堀江氏とのラジオ、それから、動画の制作を一緒にさせていただいたところです。ラジオと動画と合わせて、経費としては約400万円で実施したものです。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）市議会事務局総務課長。

○市議会事務局総務課長　モニター設置に伴って、そのガイドラインをという話なんですけど、まずは昨年、議会運営委員会でモニターをつけましょうということで合意をいただき、今回予算措置をさせていただく。年度が替わって、予算を認めていただければ、じゃあ、具体的にどういう使い方をしましょうかとかを議会運営委員会でまた御協議いただくのかなと思っていますので、その際にそのガイドラインまでつくるのかとか、そういったところも含めて御議論いただくのかなと思います。おっしゃるみたいに字が小さくなったりとかと見にくいところもあるかと思いますけど、あまり細かく制約をつけることを皆様が望まれるのかどうかもありますので、そういったことも含めてそこまでするのかどうかも含めて、議会運営委員会で御協議いただくことになろうかと思っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）伊﨑委員。

○委員（伊﨑大義君）御答弁ありがとうございました。１つずつ深掘りさせていただきます。

まず、ＡＩカメラによって24時間ポイ捨てについても監視をされるということで、これは具体的な事業としても立っているんでしょうか。予算も併せてもしあったら教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長　事業としては今、繁華街でカメラを設置しておりますけれども、その予算の中でやろうと考えております。その後の実証の検証とかそういったところに関しましては、今協力いただける企業さんも声を上げていただいていますので、そういったところでなるべく予算をかけずに取り組みたいなと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）伊﨑委員。

○委員（伊﨑大義君）エリアとかももう決まっているんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長　最初やはり実証ということですので、１か所ないし２か所程度、特にそういった迷惑行為が多いところを重点的に検討していきたいと思っています。具体的な箇所については、今から協力いただける企業さんとかと話しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）伊﨑委員。

○委員（伊﨑大義君）承知しました。本当に様々な対策を検討していただいて、総合的にこれはやっていくべきことかなと思いますので、またその実証の結果も含めてぜひ共有していただければと思います。

それから、これは常任委員会でも質問させていただいたんですけど、今の過料の1,000円が安過ぎるんじゃないかと私も前々から、市民からもよくお声をいただくんですけども、これを例えば今後上限を大きく上げることによって抑止力を高めようという話になった場合に、それを検討するのは総務市民局になるんでしょうか、所管を教えてください。

○主査（小金丸かずよし君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長　今法律で地方自治法で５万円以下過料がかけられる形になっております。そして、喫煙に関しては条例で１万円以下という形で設定しておりまして、ただ、実情は1,000円徴収しているという状況になっております。少なくともその条例の範囲内であれば、幾らに設定するかは総務市民局で判断していくことになろうかと思います。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）伊﨑委員。

○委員（伊﨑大義君）承知しました。これも結局高ければ、じゃあ、それがなくなるかというのは、そこはどこまで効果があるかは別ですけど、世界でいろんな事例を見ていると、それだけ高いものをかけているということ自体が広報効果となって抑止につながっている事例もシンガポールとかあると思いますので、この辺はまたいろいろ議論させていただければなと思っております。

続いて、市長公室さんに先ほどの動画の件なんですけども、30歳代から50歳代のビジネス層にリーチする上で、私もホリエモンさんのものを見たりもしていたので、そこはすごくよく分かりました。

ちょっと懸念しているのが、最近の広報が市のＰＲというよりは市長のＰＲみたいな部分も強くなってきているんじゃないかなという印象を受けます。それはどうしても僕たち議員も政治活動、市政の発信と政治家としての活動の区別をすごく厳しくいろんなところで常にチェックされているので、そこの辺は市長ももちろん町の代表としてアピールするところはたくさんあるとは思うんですけども、政治家という部分ももちろんございまして、選挙もまた控えておりますから、そのあたりは税金を使った活動としてどこまで市長を前面に出すのか、その辺はバランス感覚というのを検討いただけないかなと思っております。その辺について、市長とか、

秘書課とかといろいろ議論はされていらっしゃるんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　市長に御出演いただく件ですけれども、やはり市政、それから、市政のトピックス、新たな動きなど、行政のトップである、また、発信力のある市長が自ら出演してメッセージを言葉としてお伝えいただくというのは、視聴者の安心、それから、信頼につながるものと考えておりますので、こういう公務の部分と、それから、政治の部分というのはあるかと思いますけれども、そのあたりは関係課とも意見をいただきながら適宜適切に対応してまいりたいと思っております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）伊﨑委員。

○委員（伊﨑大義君）そこに関して、現状で線引きとかは何か基準があるんでしょうか。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　基本的に動画、それから、ラジオの出演に関しても、市政に関すること、市の重要施策、取組内容について御説明していただくことを前提に考えております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）伊﨑委員。

○委員（伊﨑大義君）承知しました。これに関しては、結局、市民がどう判断するか次第だと思うので、市長が前面に出ることが、今までに比べて市の発信が増えている、市長の動きがよく見えると好感を持つ方もいれば、今後、本当に市長選が近づく中で、これはずるいじゃないかと、特に今後手を挙げられる方が現れたりするとそういう話もきっと出てくると思うので、常に今の基準でよいのか、それを財源として税金を使うことがよいのかは慎重に検討いただきたいなと思っております。私からは以上です。

○主査（小金丸かずよし君）ここで副主査と交代します。

（主査と副主査が交代）

○副主査（大久保無我君）小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君）私からは、質疑３点お願いします。

まずは、区役所と市民センターの駐車場利用についてお尋ねします。

区役所も市民センターも公共施設でありまして、以前からその駐車場の在り方、無人化にできないかとかいろいろと御検討されてきたかと思うんですけど、ＡＩやＤＸ化が進む中、いまだに有人で紙をもらって、それを担当部署で印鑑をついて入り口、受付で見せるやり方が継続しております。その理由については、やはり駐車場の利用の目的が明確であること、また、１時間利用できますので、ショッピングに行かれたりとか不正利用がされないことなど等を把握しておりますが、何か改善策がないかという点です。

そして、区役所の駐車場におきましては、近隣の学校施設の卒業式や入学式がある際、近場のショッピングセンター等も含めて、駐車スペースがありますので、不正駐車が発生していま

す。その点、市民センターからの苦情等、どう対応していますでしょうか。

また、提案になりますけれども、市民センターにおかれましては、夜間の間、スペースだけになっていまして、駐車場としても利用できるんではないかなと思います。例えばタイムズのパーキングなど、帰省している方の夜間の駐車場のスペースとしても市民に還元できるんではないかなと思います。その点教えてください。

そして、もう１つは、拡充事業として人事給与・庶務事務システム再構築事業が上がっております。ここで表現が分からない点がありまして、さらなる給与計算自動化やペーパーレス化に加え、ＡＩやタレントマネジメント等、新機能を活用した人事異動によって戦略的人事育成、配置と業務効率の大幅な改善を実現とありますが、何回読んでも理解ができなくて、ＡＩやタレントマネジメント等、新機能を活用した人事異動というのも含めて、説明をよろしくお願いいたします。以上です。

○副主査（大久保無我君）区政推進課長。

○区政推進課長　区役所の駐車場利用について説明いたします。

現在、八幡東区役所などで人がチケットを渡しているタイプの駐車場もございますし、八幡西区役所や戸畑区役所は自動ゲートなどを設けております。こちら、自動ゲートの導入に相応の経費がかかりますことなども勘案しまして、現在なかなか導入が図れていないところでございます。今後、より効率的な在り方と、また、委員の御意見も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副主査（大久保無我君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　市民センターの駐車場についてお答えいたします。

まず、近隣の本来利用でない車が市民センターの駐車場を使うときの苦情等ですけれども、基本的には市民センターは地域の方がお使いになります。ですので、館長でありますとか職員の方、大体この利用だとこのぐらいの駐車台数を止めるのかなというのを把握されているのが実態です。もちろん全然関係のない方が止められるケースもあって、トラブルになるケースもあると聞いていますけれども、そこは各館の館長とかが適切に注意とかをやっているのが今の状況です。特に台数の少ないところで、どうしても車じゃないと来館できない方でしたり、あと、講師の方、外部からお招きする方がいらっしゃる場合はコーン等を立てて駐車場を確保するなどの取組もやっていると聞いております。あと、夜間、大体午後９時か午後10時に市民センターは閉まりますけれども、それ以降、タイムズとかそういった別の用途で活用できるのではないかと、あと、日曜日、閉まっているときのことも活用できるのではないかということだと思いますけれども、そこはまだ我々、具体的に検討した過去、経緯がありませんので、そこは研究をさせていただければと思います。以上になります。

○副主査（大久保無我君）人事課長。

○人事課長　先ほどシステムのＡＩとタレントマネジメントの件ということで、職員が7,000人ぐらいいまして、大体３年程度を目安に職員の異動というものをやっております。その中で職歴、経歴であったりとか、その職員がどういった資格を持っているとか、あと、適性とか、その辺をいろいろ見比べながら適正な人事配置を今やっていこうとしているんですけれども、現在はそこを全て手作業といいますか、突き合わせて自分たちでやっているんですけども、その前段階のところで、例えばＡＩとかタレントマネジメントでこの方はこういう配置がいいんじゃないかという案をいただいた上で、その上で自分たちで異動案を考えると、業務の効率化も含めて今回導入したいと考えております。以上でございます。

○副主査（大久保無我君）時間が午後３時を過ぎておりますけども、残りの会派がもう少ないのでこのまま続行させていただきます。いいでしょうか。小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君）御答弁ありがとうございました。

まず、区役所の駐車場についてなんですけども、八幡東区役所とかは距離が近くて、ワンフロアで運営されていますので、駐車場の受付のおじいちゃんとかいろんな方がいらっしゃいますけど、挨拶するのですごく気持ちいいんですけども、先日、教育委員会に行く用事がありまして、小倉北区役所を利用した際に、たまたま印鑑をつくの忘れていたんですけども、やはり１階の受付でお伝えしたら、いや、もう絶対に上にまた行って押してきてくださいということもありましたし、駐車場に戻って、印鑑をつくのを忘れたりしたこともありました。ですから、人を雇用するのが、どう見られているか分からないんですけども、駐車場ゲートをつけること、また、今車のナンバーを読み取って入れる無人のシステム等もありますし、常に時代は動いております。費用がかかるのは、やっぱり人件費だと思います。その点を何年間今の形で、例えば10年間運用して人件費を支払うほうがいいのか、また、システム化を導入して無人化にしたほうがいいのか等も含めて、再度御検討いただきたいなと思います。

また、市民センターについても、市民センターの職員さんがしっかりと把握していただいているということですので、また、今後とも引き続き事故がないように管理をよろしくお願いします。

それと先ほど、最後御説明いただいたＡＩやタレントマネジメントは、これも、すみません、横文字、片仮名文字のマジックだと思うんですけど、タレントというのは相性とか才能とかという意味でのタレントですね。よく芸能関係のタレントと間違うことがありますので、その点、やはり限られた字数での文章で済ませようとすれば非常に理解が難しい部分があるんですけれども、今のような御説明でもし私の認識で間違いなければ問題ないかと思いますので、もし補足があれば教えてください。

○副主査（大久保無我君）人事課長。

○人事課長　おっしゃるとおりで、もともとそのタレントは能力の部分ですね。先ほど言った

経歴であったりとか、適性であったり、資格であったりとか、そこを最適化して、異動業務の効率化、あと、ペーパーレス化に資するものということで今回導入したいと考えております。以上です。

○副主査（大久保無我君）小金丸委員。

○委員（小金丸かずよし君）ありがとうございました。理解いたしました。御答弁ありがとうございました。

○副主査（大久保無我君）以上でよろしいですか。ここで主査と交代いたします。

（副主査と主査が交代）

○主査（小金丸かずよし君）質疑を続けます。緑の風、井上委員。すみません。ここで執行部の皆様も、トイレ休憩等をされる方は随時行っていただいて構いませんので、よろしくお願いいたします。

○委員（井上しんご君）それでは、質問させていただきます。

地域のチカラつなぐ事業、タイムバンクとか回覧板デジタル化、ＬＩＮＥの活用ということで非常に期待しております。

先ほど地域振興課長が言われた１時間ボランティアをしたら１時間ボランティアをしてもらえるみたいな話があったと思うんですけど、むしろ地域の方はかなりボランティアをしていますので、それをしてもらいたいとは思っていないと思うんですね。恐らく子供たちの笑顔であったり、地域がよくなれば、それで十分返してもらったという発想だと思っております。今回のタイムバンクについて、発想的にも、恐らくこれまで特に参加していない若い方であるとか、子供たちとか、そういった方たちにゲーム感覚でタイムバンクは面白いと思うんですけども、そういった部分で参加を促進するきっかけになってもらうのかなと思っています。ぜひそういった形での運用を期待します。回覧板デジタル化とかＬＩＮＥの活用というのも、これも本当に結構年配の方もＬＩＮＥをされる方は非常に多くて、私、回覧板を回し損ねて終わってしまったりとか怒られたこともありますけども、こういうのはぜひ期待したいと思います。

昨日ＮＰＯのフェスタがコムシティであったんですけれども、地域の方からの発表があって、自分も参加したんですけど、うちの住んでいるところは山間部でちょっと田舎なんですけども、やはり地域の方の都市部での悩みとか、住宅地の悩みとか、また、各地域によってもいろいろ課題が違うのかなと思いました。今回のこの面白い取組ですけども、ぜひ実証とか調査研究に当たっては、各都市部、山間部、住宅地が多いとか、農村地帯であるとか、そういったことでいろんなところでの研究をぜひしてもらいたいという点でお伺いさせていただきます。

次に、未来の社会の創り手育成事業、コア人材、若手人材の発掘という点です。ぜひそういったことでやってもらいたいと思っております。一方で、今年も３月に当たって、市民センター職員さんの５年雇い止めで、多くの仕事を辞めざるを得ないという方が来ております。こう

いった人材育成と雇い止めは矛盾しているような気がするんですね。もともとこの５年雇い止めというのは、当初の正社員から派遣社員への置き換えが問題になったときに、国において無期雇用に転換しましょうというういい部分での制度が、実際は５年で雇い止めして無期雇用への転換を防ぐと僕的には寄与しているのかなと思うんですけども、そういった部分でせっかく市民センター職員を頑張って５年勤めて、次に館長試験とか、また、社会教育主事補とか、区役所で働きたいというキャリアアップという部分で思っても、館長試験に落ちてしまったりとかっていう部分で、でも、５年間勤めているからもう雇い止めと。じゃあ、何年間別の仕事をしてまた帰ってくるという部分でキャリアに穴が空くと思うんですね。ですから、こういうせっかく地域で育てた人材の育成をやっていく。じゃあ、館長のように５年間で雇用契約が終わったら、次の試験を受け直して、次の別のセンターで経験積むとかという部分も、職員についても考えていく必要があると思っておりますが、この点についてお聞かせください。２点目です。

次に、３点目です。生涯学習センターのアップデート、中・高生を対象にしたサードプレイスということで、勉強とかそういった部分だと思って、非常にこれもいいと思います。過去に市民センターでの子供たちの、小・中・高生の自習場所という部分での開放ということが以前発表されたんですけども、各市民センターで夜間職員さんが１人しかいないというケースも多くて、なかなかそういった子供たちに対応できる余裕がないと。また、放課後に子供たち、小学生が遊びに来るにしても、職員さんが入れ替わるタイミングもあって、しっかりと対応は難しいという意見があっておりました。今回、そういったのを踏まえて、生涯学習センターであれば職員さんの夕方、夜間の体制もある、センターよりも充実しているということで、そこでの勉強であるとかという部分なのかと思っております。黒崎のユースステーションとか折尾まちづくり記念館とか行くと、非常に若者でにぎわって、お互いいろんな勉強とか、サークルとか趣味の活動で交流している感じを受けるんですけども、そういった部分、ユースステーションのような形での、生涯学習センターが各区にあります、ぜひそういった形での運用をしてほしいと思うんですが、この点について見解を聞かせてください。

次に、４点目です。客引き行為の適正化の取組について、今回ＡＩカメラということで新規で800万円取っております。また、客引き全体については4,300万円ということで、かなりのお金が使われているんですけども、その費用対効果の部分です。なかなか、本会議では客引きが減ったと言われていたんです。じゃあ、だったら、何で減らさずに増やしているのかなと疑問に思います。今回、この対象禁止区域は魚町、京町で、そこだけでもこんなにかかっていると考えれば、これまで議論があった繁華街での部分について膨大だと思うんですね。やはりこれから規制一辺倒じゃなくて、自主規制とか業界の規制という形で切り替えていく必要がある時期なんじゃないかなと思っております。北九州市はナイトタイムエコノミーを産業経済局でやっていますし、都市ブランド創造局ではウエルカム北九州という部分で、どちらかというと、

どう夜の街を楽しんでもらうか、おもてなしするかという視点なんですけども、一方で総務市民局の客引き対策という取締りしますよという、片方でどうぞって手を差し伸べながら、片方で拳を上げているみたいな感じがして、市全体としてはちぐはぐな印象を受けております。実績もホームページを見る限りは１件の警告をしたとありますけども、やはり業界等を挙げて、また、今回規制の対象になっていない繁華街付近も含めて、客引きの人たちのモラルアップ、マナーとかそういった部分、そういった形でのソフトランディングを図るときに来ているんじゃないかと思うんですが、この点について聞かせてください。

次に、５点目です。それに関係してですけども、市のホームページとかチラシを見ると、客引き行為については、条例の範囲内の禁止区域ですけども、飲食店、居酒屋に客引き行為、お客さんを誘導すると。次に、勧誘行為、役務を目的として、スカウト行為と言われています。客待ち行為は、そういったスカウトを想定しての客待ちということで３つあるんですけども、勧誘行為、スカウト行為というのは、これも今、匿名流動型の違法スカウトグループと言われているナチュラルの会長が検挙されて、取締りの対象になっております。これは職業安定法違反で逮捕されたり、また、東京都の暴排条例の違反という形でやっています。また、昨年６月には風営法が改正されて、スカウトバック自体が完全に違法になっております。ですから、この勧誘、スカウト行為と客待ち、これも条例の範囲内で取締りするのは結構酷じゃないかと思っています。これは警察の業務だと思っておりますが、そういう部分でごちゃごちゃになっている印象を受けます。法律の改正等もあっていますので、客引きはあくまでも法律の範囲外、でも、条例で何とか安心できる街をつくっていくっていう部分はいいと思うんですけども、スカウト行為とかについてはちゃんと警察にやってもらう整理が必要かと思うんですけど、この点について聞かせてください。

次、６点目です。シティプロモーション推進事業で、知ってもらう、来てもらう、イメージアップを図るということでいいと思っておりますけども、一方で首都圏関係人口創造拡大事業を政策局でやっていますし、プロモーションも含めて、首都機能移転事業とか、産業経済局では企業誘致、また、政策局の東京事務所運営とか、各局それぞれシティプロモーションをされていると思うんですけども、その司令塔が果たして市長公室なのかどうかが非常に曖昧だと思っております。全体的、統一的に運用していく必要もあると思いますし、市長公室の中ではこのシティプロモーション事業は、市政だよりと併せてメイン事業だと思っております。そういった部分での位置づけですね。ちゃんと各局のシティプロモーションがばらばらに動くんじゃなくて統一的にやれるようにぜひやってもらいたいということで見解を聞かせてください。

最後に、先ほど伊﨑委員が言われたホリエモンと市長の対談の件で、こっちは無料と思っていたんですね。通常の番組の中で市長が出演されたのかなと思ったんです。400万円かかっているということでちょっと驚いております。通常、地域のローカルラジオとかに友人が参加する

って僕も見に行ったことがあるんですけども、そこはラジオ局が地域の活動を紹介するとか行政の活動を紹介する部分で広報という部分だと思うんですけど、基本お金とか払ってはいないんですね。今回お金を払ってやるっていう、ＣＲＯＳＳ　ＦＭの番組が広告番組だったのかなという印象を持ったんですけども、一方でホリエモン、堀江貴文さんについては、2023年10月に日本共産党北九州市議団から市アドバイザー解任を求める申入れが行われていると聞きました。それはなぜかといったら、インボイスに反対している市民に対してばか呼ばわりしたりとか頭の弱い人たちと言ったということがその理由らしいんですけれども、さっきの話を聞いて、ＣＲＯＳＳ　ＦＭに400万円の金を払って、一方で支援するような形に見えたんですけども、その辺のところをちゃんと整理はされているのかについてお聞かせください。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）地域振興課長。

○地域振興課長　まず、１点目、地域のチカラつなぐ事業を含めて、モデル的にやる場合ではいろんなところで実証ということについてお答え申し上げます。

私ども、今、北九州市地域コミュニティビジョンということで2040年を見据えた将来像の策定に取り組んでおります。その策定の過程におきましても、地域団体を130回、回らせていただいていろんなお声を伺う中で、やはり地域の違いがあるんだというお声は強く伺っております。ビジョンという１つの方向性を踏まえながら、その具体化においては地域の違いを踏まえてやっていく必要があるということで、令和８年度予算におきまして、地域のチカラつなぐ事業ですとか、次の10年を見据えたモデルプロジェクトといったことに取り組みたいという形で計上させていただいておるところでございますので、こういったモデル的な取組をやる上では、様々な地域の特性を踏まえながら様々なパターンが出ていきますように、そこに配慮してやっていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）市民センター担当課長。

○市民センター担当課長　市民センター職員の雇用についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、市民センター職員の雇用につきましては、各区コミュニティ支援課と各校区のまちづくり協議会との委託契約に基づきまして、まちづくり協議会が職員さんを雇用する流れになっております。この委託契約において想定しております市民センター職員の雇用期間につきましては、原則１年の契約期間で、継続する場合は原則５年を上限という考え方を示させていただいております。このように区切っていることにつきましては、地域住民の自主的活動の拠点として市民センターがございます。その管理運営には多くの住民の方が参加できることが望ましいという考えに基づくものです。最終的には労働基準法などの法令に反しない範囲で、雇用主であるまちづくり協議会において職員の雇用については決定されるものであるとは認識しておりますけれども、この趣旨を御理解いただき、御協力いただければと考えております。

○主査（小金丸かずよし君）市民活動推進課長。

○市民活動推進課長　ＮＰＯマルシェの狙いとか今後の展開について御質問がございました。

これまで地域から、あまりＮＰＯのことを知らない、情報がないという声がございまして、それを受け、地域の皆様、また、市民の方にＮＰＯ団体とか市民活動団体のことを知っていただくため、昨年度、令和７年３月に初めてＡｃｔｉｏｎ！ＮＰＯマルシェというのを開催させていただきました。内容的には、各団体の展示や体験ブース、販売、また、活動発表会などを行っております。最終的には、社会課題解決のために活動しているＮＰＯと地域がつながり、地域が抱えている課題解決に向けて協働して取り組んでいければと思っております。今後も関係部局と連携を取りながら、ＮＰＯの情報を地域に提供し、ＮＰＯと地域をはじめとする多様な主体による協働事業の促進を図っていきたいと思っております。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　客引きに関してお問合せがありましたので、その件について回答させていただきます。

まず、１点目が、今客引きにかなりお金がかかっているけれども、自主規制に切り替えていくべきではないかという点でございます。

これにつきまして、今の京町、魚町でいきますと、商店街ですとか自治会の皆さんが自主的にいろいろパトロールされたり、横断幕を掲げたり、直接客引きをしているお店に行ってやめるように促したりと、いろいろ努力をされて、長い間自分たちで努力されてきましたけれども、どうしても客引きが減少しないということで市に要望書を出されまして、そのような経緯を受けて市が条例を制定して、巡視員を配置して取締りを行っているという経緯がございます。今、客引きの数自体は大分減ってきておりますけれども、まだ一部で迷惑で悪質な客引きが残っているということで、やはり市民の方の安全・安心な通行、それから、観光客のイメージダウンにつながっている部分がございます。加えまして、昨年11月に客引きゼロパートナーシップ北九州を創設しまして、これは事業者、県警察、行政が連携して一体となり、それぞれ取組を行っていく、それから、自主的な取組を行っていくというものでございます。この中で事業者部会というものがありますので、事業者としてもこの中で自主的なルールを定めたり、自主的な取組を行っていくことになっておりますので、北九州市としてもそういった事業者とも十分連携して、誰もが安心して繁華街を利用できるように取組を進めていきたいと考えております。

それから、２点目で、客引きに関しまして、風営適正化法、それから、県条例、市条例ということで整理が必要ではないかという御質問をいただいております。

これ、なかなか分かりにくいかと思うんですけれども、主に居酒屋やカラオケ、それから、スナック、キャバクラ、それから、性風俗関連のお店と３つ分かれています。風営適正化法でいきますと、客引きに関しては日中、居酒屋、カラオケが適用にならないというところになり

ます。それから、福岡県の迷惑防止条例でいきますと、執ようでない客引きは居酒屋、カラオケ等適用対象外になるというところがありますので、今回、魚町、京町地区につきましては、居酒屋、カラオケ等も対象となる市条例で網をかけたというところがございます。それから、もう１つ言われました勧誘につきましては、県の迷惑防止条例の中で、執ようでない場合、これにつきましても居酒屋、カラオケ等は対象になっておりませんので、こういうところも市の条例で網をかけたというところでございます。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）生涯学習総合センター所長。

○生涯学習総合センター所長　アップデート事業、サードプレイスについてお答えいたします。

昨年から各生涯学習センターのロビー等を通じまして、既存の机、椅子を用いて学生が勉強する姿が目につきます。受験前になりますと少しその学生が増えてきたものですから、そういうのも考慮しまして、今後、各生涯学習センターのロビー等を活用して、勉強する学習環境を少し整えていこうと、今回アップデート事業ということで上げさせていただきました。

○主査（小金丸かずよし君）広報戦略課長。

○広報戦略課長　シティプロモーションの司令塔が曖昧ではないかとラジオに対しての400万円の支出が適正かどうかというところでの回答をいたします。

まず、シティプロモーションについてですけれども、やはり広報、情報発信する場合には、伝えたいメッセージを伝えたい相手にしっかりと届けることが重要だと考えております。そのため、どのエリアのどういうセグメントをターゲットにするのか、どんな媒体が適正なのかというのをしっかりと検討し情報発信することが大事だと思っております。そういったものを戦略的に整理して、全庁的な広報の考え方やプロモーションの方針が非常に重要であると考えております。令和６年度に市長公室ができまして、市外のシティプロモーションを主とする企画調整局が市長公室に集約、強化をされたところです。現在、本市が置かれているプロモーションに関する現状や課題、例えば認知度や関心度、情報収集の媒体などを現在分析しているところでございますので、各部署がそれぞれの判断で情報発信をすることのないよう、全庁的な広報の考え方、プロモーション方針について研究をしておりますので、それがまとまり次第、全庁的に共有させていただきたいと考えております。

メディアに対する有料での出演についてです。民放テレビ局や新聞、メディアから、市の情報発信に関しては広告や費用負担などの相談を受ける場合がこれまでもございます。そういった場合は、番組の企画や市が届けたいメッセージや情報、取組などがそれにマッチしているかどうか、例えばテレビであれば視聴者層や放送エリア、放送日、時間などがターゲットに合うのかどうか、コストが見合うのかどうかという視点で検討して、総合的な判断をしているところです。今回のラジオ、それから、動画の撮影についても、そういった判断基準の下でしかる

べき執行をしたと判断をしております。以上です。

○委員（井上しんご君）分かりました。さっきのＮＰＯマルシェは行っただけで質問じゃなかったんで、すみません、はい、よろしくお願いします。

それで、客引きの件です。午前中も議論があっていましたけど、黒崎で客引きをされているお兄さん方、また、それを使っている先輩とかの話をお伺いしたんですけど、実際客引きのお兄さんにこういった条件でこうやってくれとしたほうが、トラブルも少なく安心して飲めるという話をその先輩はされていました。また、客引きをされている方も地元の方が多くて、昔はボーイというのがクラブとかキャバレーにいたそうですけど、最近はほとんどいない状態で、そこのいろんな方と話をするなどによっていろんな店を知る。そこから自分で飲食店で独立したりという部分での登竜門的な意味合いもあるのかなと感じました。そこで自分の顔で紹介するから、お店のトラブルがあっても自分が対応するという部分で、ある意味そういった部分で今回、鍛冶町、堺町、紺屋町は規制禁止区域に入っていないと、盛り込めなかったという事情もあると思います。ですから、そういったことを外したら、ある地域の安全・安心につながる要素もある。じゃあ、それを完全に撲滅するような今の仕組みの延長でいいのかなと思っております。ですから、そういった方たちに対して、さっき事業者の協議会もあるというお話でしたので、できれば皆さん納得できる方向で、市の方針、シティプロモーションとかに絡む形での自主規制というか、威圧的な格好はしないとか、道路に立たないとか、ちゃんとそういったトラブルを防ぐために研修という部分も必要かと思うんですが、この点について見解を聞かせてください。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　今、大会とかイベントがあって、お客様がかなり市外からもお見えになって町でにぎわいが生まれている中で、私どもも客引きに対して巡視員がかなり指導は行っているところです。しかし、それでもやめないというところで、やっぱりどうしても規制をしなくてはいけないと。それから、条例の中にも市民の責務として、客引きを利用しないようにとうたっておりますので、そういったところからもやはり規制は必要かと思っております。

○主査（小金丸かずよし君）井上委員。

○委員（井上しんご君）今までの暴力団の追放運動とは違うと思うんですね。実際、今、客引きのメンバーで暴力団関係者がやっているとか、ぼったくり店を紹介して不当に利益を得ているとか、またはそういった要素があるとか、また、今摘発されているナチュラル、そういったスカウトグループが北九州市に進入してやっているとなれば、安全・安心でしっかり対応してもらいたいと思うんですけども、どちらかというと営業活動に近い、今、京町、魚町は飲食店というか居酒屋ですから、という部分かなと。今後これを鍛冶町、堺町、紺屋町とか黒崎にも拡大したら、どれだけ金がかかるか分かんないと思うんです。ですから、いたちごっこという

か。ですから、そこを発想を変える必要があると。じゃあ今あの人たちがやっているそういった暴力団とかがやっていると思っているという認識でいいんですかね。

○主査（小金丸かずよし君）安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　かなり今真面目に事業を行っている方、そういう方がこの客引きによってお客さんを奪われているというところでかなり迷惑をされております。それから、市民の方からも、やはり通行の障害になっていると、何とかしてほしいという切実な声をいただいておりますので、私どももそういう声を受けて、しっかりと客引き対策に取り組んでまいりたいと思っています。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）井上委員。

○委員（井上しんご君）そういう切実な声を私も、立っていたら何か声をかけられるのが嫌だなと思いながら歩いていますけども、全部規制とか取締りでできるのかなと思っております。実際、黒崎は禁止区域じゃありませんけども、そういった客引きって名前があれですけども、そこはお店によっては予約していればあれですけど、行ったらもういっぱいで、でも、あと２時間ぐらいたったら空くからまた来てほしいという部分でのつなぎであったりとか、波があるから、お店によっても今空きがあるとか、今空きがないとかという情報というのはなかなか一元的に管理が難しいと思うんですね。そこをある意味そういった方たちが、地元の方たちが調整して、今ここ空いています、安くできますよとかもあるのかなと。ですから、本当に困って、飲食店組合が駄目だというんだったらとっくになくなっていると思うんですけども、そうはなっていないということを考えると、取締り一辺倒、拳を上げながら町を楽しんでくださいという部分じゃなくて、もっと発想を変えるときに来ていると思っておりますが、この点について聞かせてください。

○主査（小金丸かずよし君）残り30秒となります。安全・安心推進課長。

○安全・安心推進課長　北九州ゼロパートナーシップも発足していますので、そういった自主的な取組もこれから進めていきたいと思っています。並行して進めていきたいと思っています。以上でございます。

○主査（小金丸かずよし君）井上委員。

○委員（井上しんご君）分かりました。北九州市の夜の町は、中州に比べても今からですし、もっともっと発展してほしいと。いい街でもありますので、そういった暴力団がいなくなった街に若者とか女性が出て来られるような仕組みをぜひ連携して取り組んでほしいと思います。

○主査（小金丸かずよし君）日本維新の会、松尾委員。

○委員（松尾和也君）よろしくお願いします。私からは、主要駅周辺への防犯カメラ設置事業について２点伺いたいと思います。

　今回、主要駅周辺に監視カメラをつけてくださるということで、これが犯罪の抑止効果、そ

してまた、市民の皆様の大きな安心となることを私も心から祈ります。そして、これまでもこのように防犯カメラをいろんなところに設置してきて、今も維持管理されていると思うんですが、その防犯カメラというのは電子機械でありますから、数年たてばすぐに性能のいいものが出ているような状況だと思うんですが、そのようなことをお聞かせ願いたいと思います。適切に維持管理、どのようにこれまでされてきたのかというのが１点の質問です。

そして、県警との連携について伺いたいと思います。

警察からの要請で市の映像を見せてくださいということが往々にしてあると思うんですが、そのようなときどのように行われているのか。例えば防犯カメラを設置しているその場所そのものに警察が行かれるのか、あるいは八幡西区だったら八幡西区役所のどっかに集約されてあって、それでそこに来られてその情報を取られて帰られるのか、お答えできたらお願いします。

○主査（小金丸かずよし君）都市整備担当課長。

○都市整備担当課長　今の防犯カメラの件についてお答えします。

まず、カメラの更新等についてなんですけども、今繁華街、小倉、黒崎につけていますけども、それが大体80数台あります。もともと設置したのが平成24年から平成25年になりますので、おおむね10年程度たっております。このカメラに関しまして、老朽化もしてきたということで、昨年度から今年度にかけて更新を全てのカメラについて行っております。維持管理に関しては、それ以外に定期点検ということで、１年に１回カメラの不具合がないかとか、また、撮影範囲に異常がないかとか、そういったチェックを行っております。

データの提供の方法なんですけども、これが繁華街の小倉、黒崎のカメラ、それから、主要駅が今折尾、城野、西小倉、スペースワールド、それから、今年度に５駅つけましたけども、その繁華街とそれ以外でちょっと進め方が違っておりまして、繁華街に関しては、我々の安全・安心推進課のところにそのカメラの映像が見られるモニター等、パソコン等がついております。そこでデータを取り入れることができるようになっていますので、県警から照会があれば、そちらでデータを入手して、それを例えばＵＳＢであったりとかそういった媒体にして警察にお渡しするという形になっております。残りの主要駅に関しては、そのカメラにＳＤカードであったりとかそういった媒体を設置しておりますので、その照会があれば取りに行くという状況になっております。ただ、その主要駅の案件に関しては、令和６年度の実績で申し上げますと、小倉、黒崎で大体130件ほど県警からの照会があるんですけれども、主要駅に関してはトータルで４件ほどしかありませんので、そういった費用対効果、そういったところも含めて、繁華街に関しては通信で飛ばして入手する、主要駅に関してはそれぞれで駅に行って取りに行くといったすみ分けをしております。以上です。

○主査（小金丸かずよし君）松尾委員。

○委員（松尾和也君）ありがとうございます。よく分かりました。やっぱり10年たつとものの

見え方とかも全然違うやつもあるでしょうし、きちんと更新できているということが確認できてよかったと思います。

そして、最後に要望して終わりたいと思うんですけど、これから監視カメラが僕は増えていくんだと思うんです。その増えていく中で、今福岡県警も手が足りていない中で、事件の捜査をするときには民間がつけているカメラに見せてくださいとお願いに来ることってあるんです。僕の事務所にも個人的な監視カメラがあって、それを事件があったときにお巡りさんが参照しに来るときは、本当半日がかりで私の事務所に来て、そのレコーダーから刑事さんたちが見たいものを見て帰られるんですけど、これは大変な手間だなというのがあって、もう１個は、それに対応する僕もすごい手間なんですよね。その間、事務所を空けるわけにはいかないと。今日、市の対応を聞かせていただいたのも、そこにあって皆さんの業務の負担になっているんじゃないのかなと思いで聞かせていただきました。ただ、負担になっているからといって応じないわけにもいきませんから、今後の要望としては、一元管理をして、それを何か、警察の人が見たいんだったらもう署からアクセスして見られるよみたいなそういったシステムを未来、将来的にはつくられたら便利なんじゃないのかなと。これはアイデアとして要望して終わります。ありがとうございました。

○主査（小金丸かずよし君）ほかになければ、以上で本日の議案の審査を終わります。次回は３月19日木曜日午後１時から第６委員会室で市長質疑を行います。つきましては、質疑項目を本日の16時40分、午後４時40分までに事務局へ提出されるようにお願い申し上げます。本日は以上で閉会いたします。

令和８年度予算特別委員会　第１分科会　主　査　　小金丸かずよし　㊞

副主査　　大久保　無　我　㊞